

平成26年第4回定例会会議録（第4号）

平成26年12月3日

○出席議員（24名）

1番	森	大輔	君	2番	三	重忠	昭	君
3番	手	束貴	裕	君	4番	野	上泰	生
5番	森	山義	治	君	6番	穴	井宏	二
7番	加	藤信	康	君	8番	荒	金卓	雄
9番	松	川章	三	君	10番	市	原隆	生
11番	国	実久	夫	君	12番	猿	渡久	子
13番	吉	富英	三郎	君	14番	黒	木愛	一
15番	平	野文	活	君	16番	松	川峰	生
17番	野	口哲	男	君	18番	堀	本博	行
19番	山	本一	成	君	20番	永	井	正
22番	江	藤勝	彦	君	23番	河	野数	則
24番	泉	武弘	君	25番	首	藤	正	君

○欠席議員（1名）

21番 三ヶ尻 正 友 君

○説明のための出席者

市	長	浜	田	博	君	副	市	長	中	尾	薫	君	
教	育	長	寺	岡	悌	二	君	水道企業管理者	永	井	正	之	
総	務	部	長	伊	藤	慶	典	君	企	画	部	長	
企	画	部	長	釜	堀	秀	樹	君	建	設	部	長	
建	設	部	長	岩	田	弘	君	ONSENツーリズム部長	大	野	光	章	
生	活	環	境	部	長	浜	口	善	友	君	福	祉	
福	祉	保	健	部	長	兼	福	祉	事	務	所	長	湊
湊	博	秋	君	消	防	長	笠	置	高	明	君	教	
育	次	長	豊	永	健	司	君	政	策	推	進	課	
長	保	險	年	金	課	長	勝	田	憲	治	君	危	
機	管	理	課	長	月	輪	利	生	君	次	長	兼	
次	長	兼	観	光	課	長	松	永	徹	君	温	泉	
課	長	宮	崎	徹	君	次	長	兼	環	境	課	長	伊
伊	藤	守	君	高	齡	者	福	祉	課	長	中	西	
康	太	君	健	康	づ	く	り	推	進	課	長	甲	
斐	慶	子	君										

学校教育課長 篠田 誠 君

学校教育課参事 大鳥 悦子 君

生涯学習課参事 赤峰 三代子 君

スポーツ健康課長 溝部 敏郎 君

スポーツ健康課参事 三木 武夫 君

○議会事務局出席者

局 長 檜垣 伸晶

参事兼庶務係長 宮森 久住

次長兼議事係長 浜崎 憲幸

次長兼調査係長 河野 伸久

主 幹 吉田 悠子

主 査 溝部 進一

主 査 波多野 博

主 任 甲斐 健太郎

主 事 穴井 寛子

速 記 者 桐生 能成

○議事日程表（第4号）

平成26年12月3日（水曜日）午前10時開議

第1 一般質問

日程追加 発言の取り消しについて

○本日の会議に付した事件

日程第1（議事日程に同じ）

日程追加 発言の取り消しについて

午前 10 時 00 分 開会

○議長（吉富英三郎君） ただいまから、継続市議会定例会を開会いたします。

本日の議事は、お手元に配付しております議事日程第 4 号により行います。

日程第 1 により、昨日に引き続き一般質問を行います。

通告の順序により発言を許可いたします。

○4 番（野上泰生君） きょうは観光行政それから地域の福祉、医療、そして補助金についてお伺いをいたします。

まず、冒頭で観光行政なのですけれども、観光振興のために効果的な観光まちづくりのマネジメントのあり方というものが、近年特に官公庁を含めた全国の観光地の中でいろいろと再検討されて、中には非常に新しい形で、従来型から変わってきて成果を上げつつあるような——熱海なんかがとてもそうなのですけれども——地域が出てきている。そういった中で別府について今後どのようにしていくべきかということを、提言という形を含めてやっていきたいと思います。

実は今回の話の大筋の流れというのは、私が議員になって最初の一般質問でもさせていただいています。観光予算の分析と、そのときはアメリカにおける観光局、いわゆるアメリカのDMOというものの紹介をして、ぜひ検討していただきたいという。2012 年の 6 月にも実は松永課長とそのような話をさせていただいています。これは議会ではなく直接ですね。ただその際、課長が言われているのが、やはり当時、平成 21 年に別府の宿泊客というのが 204 万人という形で 200 万人を切りつつあって、非常に危機感を抱かれていました。したがって、まず優先すべきは中長期の取り組みでなく、短期的に宿泊客の数をふやしたいということと言われて、平成 25 年直近では 235 万人まで回復をしています。これは 30 万人強ふえているわけですから、15%ふえたということで非常に評価していいと思っているわけです。したがって、そのときの前提条件である短期集中でなく、これから中長期の戦略マネジメントを検討する段階に既に入っているというふうに考えています。

もう 1 つ、その当時と大きく変わっているのがインバウンドですね。外国からのお客様が、今はもう既に 1,300 万人。そのころはおそらくまだ 1,000 万人に届いていなかった状況です。2020 年には 2,000 万人、最終的には 3,000 万人目指していこうという国の方針。その国の方針の一番骨格となる部分が、やはり地方創生。その中の目玉となる取り組みが日本版、日本型のDMOをどうやって地域につくって、地域が、つまり日本創生というのは、地域独自の成長戦略を持っている地域に対して国が集中的に投資をしてリターンを得ていこうという、そういう話であるとする、やはり別府観光としても、いかにその国の施策に沿った、ちゃんと地域の観光をマネジメントできるような日本版DMO、別府版のDMOをつくる必要があるというふうに考えています。そういうことをきょうは提案というか、主張したいわけですが、まず最初に、もう一度幾つか確認をしていきたいと思っています。

1 つは、現状の観光予算の規模ですけれども、観光課の関連の予算というのは、施設の管理運営といったハードに投じている予算と、観光客誘致であったり案内状の運営といったソフトに投じている予算、この 2 つで分かれているわけですが、その部分でソフトの部分が大体幾らぐらいであるかということをお聞かせください。

○次長兼観光課長（松永 徹君） お答えいたします。

平成 26 年度の観光課関連施設の管理運営等の施設関係費を除きました予算規模でございますが、人件費を含めまして 4 億 377 万 5,000 円となっております、そのうち直接投下できる誘致宣伝費ということになりますと、2 億 7,137 万 5,000 円というふうになっております。

○4番（野上泰生君） いわゆる観光の誘致に関してのソフトの予算というのは、ざっと4億円ですね。この4億円には観光課の職員の人件費であったり、観光協会や旅館組合を含めた補助金、それからさまざまな別府で行われているイベントへの補助金、そういったものが含まれているわけです。それが4億円ということは、まず覚えておいてください。

では、その中で別府市として一番組んで観光戦略を進めていくのが、別府の観光協会であると思っています。以前も私は、この観光協会のマネジメントを担うべき事務局長が不在、だから早く事務局長を雇ってしっかりとしたマネジメント体制をつくるべきではないかというような提案をしましたが、まだ不在だと思うのですけれども、一体これはどれぐらいの期間不在か、ちょっと確認、お願いします。

○次長兼観光課長（松永 徹君） お答えいたします。

別府市観光協会の事務局長が不在になりましたのは、平成21年7月からでございます。それから現在に至るというような状況でございます。

○4番（野上泰生君） よその観光地が、外部から非常に経験の高い人材を公募してまで観光協会をいわゆる戦える観光協会にしていこうとやっていく中で、この5年間にわたって事務局長ですね……、観光協会のスタッフを含めてやっていることは、非常に頑張っているとは思っています。本当に現場は残業も多いし、数多くあるイベントをこなしているというのは、本当によくわかっていますが、残念ながら戦略的な、もしくは中長期的な観光政策を行政と一緒に考えていく役割、もしくはイベントであっても、前回の決算特別委員会でも数多く指摘させてもらいましたけれども、このイベントが果たして何を目的に、つまり宿泊客をふやすのか、市民のためなのか。そういったイベントの位置づけの仕分けであったり評価というものも十分できていなかったような状況を指摘させていただきました。恐らくそういうことを担うのが事務局長の役割だと思うわけです。それが5年間にわたっていないという状況は、やはり私は早く是正すべきであるということを主張しておきます。

では、果たして今まで観光戦略であったり個別事業の事業評価をするときに、一体観光協会とはどのようにしてきたかというのをちょっとお聞かせ願いたいのですけれども。

○ONSENツーリズム部長（大野光章君） 観光に対する基本的な戦略、方向性については、観光協会、行政のほうで共有しているものと考えております。ただし、先ほど御指摘のあった事務局長不在の件、こういった件もあり、事業評価、それから本来の目的、こういったものの整理、仕分けがきちんとできていないところがあります。その1つに補助金の問題もあります。財務体制が市に依存している面、こういったところもあって、内部のマネジメントだけではなく、対外的な観光に対するマネジメント、こちらのほうもはっきりと決断できていない部分もあるのではないかと考えています。そういうことでありますので、決算特別委員会、これで指摘を受けた件も含めて、もう既に観光協会のほうとは事務局段階ではありますけれども、協議を開始しております。

○4番（野上泰生君） ぜひ、そのマネジメントに関してはしっかり取り組んでいただきたいと思っています。

では、次に整理をします。今でいくと、実は観光協会というのは、まだ体制としては、私は、要はよその温泉地、観光地と比較して、これからインバウンドがふえていく中で国際的な、国際競争の中でなかなか戦える体制ではないのではないかとということを指摘しておきます。そういった中で、今、国を含めて観光振興で効果的なマネジメントのあり方として、国がこのようにしませんかと。逆を言うと、このようにすれば予算もつけるし、人も出すよと言っているような、要は政策が日本版DMOを各観光地で育てていくということなのですから、この日本版DMOというのは一体どういうものかということを、まず説明をお願いいたします。

○次長兼観光課長（松永 徹君） お答えいたします。

まず、「DMO」というアルファベットを説明させていただきます。これは、「デスティネーション・マネジメント・オーガニゼーション」と、それぞれの単語の頭文字を並べて「DMO」というような形になっております。

それから、お尋ねの日本版のDMOということですが、これは、観光資源を有する観光地のマーケティングとプロモーション、さらにはブランディングを担いまして、観光分野での集客を初め観光資源の管理や観光サービスの品質管理、観光戦略の立案や事業計画のマネジメント機能を有する自立的に運営される組織体制というふうに理解しております。

○4番（野上泰生君） ありがとうございます。すなわち従来、日本人のお客様を集めればよかった時代とは違って、インバウンドというのは、まさにマーケティングなのですね。しかも従来の観光政策、つまり発地ですね、これは。いわゆる東京や大阪の人口がたくさんいるところの旅行代理店に予算を打って、ツアーを企画してもらえば来ていた時代ではもうないのです。マーケットは、もう世界中。そういった中で本来デスティネーションというのは、いわゆる到着地です。つまり別府。別府がどのような形で主体的にマーケティングをかけていく、そのような専門的な人材もしくは機能が必要。もっと言うと、政府はそこのDMOに対してお金を出す条件としていわゆる首長の完全な決意、つまり首長がある程度権限を与えてやらせるということを求めているし、行政だけではなく、やはり専門的な経験なり人材をそこに投入して、さっき言った評価ですね。K P Iという、「キー・パフォーマンス・インディケーター」というのですが、つまり重要な成果尺度を明確に定めていわゆる成果主義。もう1つ言うと、変な地域の政治的ないろいろな駆け引きの中で政策が変わっていくような、そんな体制には基本的にはお金は出さない。明確にちゃんとお客様を呼んでいくような、そういう合理的な経営ができる組織に対してはしっかりとサポートするというのが、いわゆる政府の日本版DMOを育てていこうということであって、これは実はほとんど観光地、世界的にはグローバル・スタンダード、当たり前の考え方なのですね。

私は、こういった中で別府版のDMOというのを提案します。1つは、もうK P I、成果目標、最終的に究極は1点だけ、宿泊客をいかにふやすかだけです。つまり別府というのは温泉があって、それが最大の強みです。温泉があるということは日帰りではなく、やはりお客様に泊まっていただくということです。鎌倉にこの間行きましたけれども、1,000万人を超える観光客が来てもほとんど泊まらない。別府はほとんど泊まっていただける。これはやっぱり強いわけですから、まず最重要なテーマとしては、いかに宿泊客をふやすか、それだけでいいと思っています。そのかわり、財源をいかに明確にするかということです。ですから、いわゆる宿泊客が預けていただいた入湯税、これが約3億円あるわけですから、その入湯税を財源にするという明確な財源をもう確定してしまうということです。これは行政が決めればいいのです。そして、その入湯税から、上がってきた入湯税を財源にしていわゆるソフト事業を行っていく。専門的な目標設定や評価をしながら中長期、短期の戦略を策定していく。その中で重要なのは、事業仕分けをすべきです。市民向けのイベントは、申しわけないけれども、4億円あるうちの1億円でやっていただければいいわけです。4億円のうちの3億円に関しては、入湯税を財源にして徹底的に宿泊客をふやすだけのために使っていただきたい。市民向けのいろいろなイベントは、その残りの1億円の中でやっていただければいいわけです。だから、その別府版DMOは、そこをやる必要は一切ないというふうに考えています。

そういう形でしっかり権限と責任、もちろん半分ぐらいは外部から人を雇ったほうがいいと思うわけですが、その人に関しては何年間かという決まりをつけて、しっかり

成果がなければやめていただくというふうなルールも必要です。そういう形でやれば、要は宿泊客がどんどんふえれば別府版DMOの財源もふえていくし、事業も大きくなる。減れば減ってしまうし、もしかしたら人を首にしなればいけなくなる。そういうふうな組織でいいと思います。そういう形で、私は別府版DMOというふうなことを入れることで政府のお金も引っ張れるだろうし、明確に観光のマネジメントができると思うのですけれども、いかがでしょうか。

○ONSENツーリズム部長（大野光章君） お答えします。

ただいま御提言のあったDMO、これについては、どういった形がいいのかというのは、まだ国のほうでも検討されているようにありますし、今後、調査研究をしていきたいと思っておりますけれども、今言われた財源を充てる。それは一案でありましょうが、財政状況等も勘案する必要がありますので、ここにはちょっとこの場で触れるのは御容赦いただきたいと思います。ただし東京オリンピック、それからラグビーのワールドカップ、こういったものが中長期的には視野に入っております。こういったものに向けて先ほど言われた競争激化の時代、こういった中でどう取り組んでいくか、新しい形としてDMOは有効ではないかと思っております。ただし、そのためには中核クラスの人材育成、それから既存の組織とのすみ分け、その辺の調整にかなり時間を要するものかなと考えております。ただし、スタートしなければなかなかそういった調整も進みませんので、ぜひ調査研究を進めていきたい。

もう1点、私も少し勉強させていただきましたが、DMOをつくるときは、やはり事業をきちんと区分けして、市、国の支援を受ける部分の事業、それから独自の財源でやる事業、こういったものはきれいにやっぱり明確にしていかないと、全ての事業が市の依存のような形になっても困ると思いますので、その辺もしっかり仕分けできる方法はないかということで検討してみたいと思います。

○4番（野上泰生君） その財政ケースに関しては、むしろ入湯税というところ以上にはならないということを、かぶせていくわけですから、むしろいろんな市長がかわって、どんどん入湯税を超えた、4億円、5億円といった観光の予算には、私は逆にならないルールになるのではないかとこのように思っています。

もう1つは、国の政策を今中核でやっているオオコソさんという方といつも議論しているのですが、間違いなくやっぱりこの方向に行くわけですから、私は早くやっていただきたい。早くやることで国としてもやっぱり成功事例をつくりたいし、集中的に成功させる地域を今選んでいるところなのです。実はもう別府はおくれているのですが、一刻も早く意思決定をしてそういった国のいわゆる地方創生の流れに乗るように私はお願いしたい、検討していきたい。来春、市長はもう引退されて、新しい首長になるときに、きっとその首長が決めるべき話だと僕は思っていますし、私が言ったからといって決まるのはおかしい話だと思うわけですが、その首長が速やかに意思決定をして大きく変えるチャンスというのは、来年の1年間だと思うのです。その間にしっかりとこういった新しい、戦える、勝てる仕組みを観光の中でつくっていただきたいというふうにお願いをして、この項は終わります。

次は、地域の福祉ですが、別府にとってやっぱり重要なのは観光であり、福祉だと思っています。そういう中でやっぱりこの福祉というものも、国の政策によってかなり影響が来る問題です。そのあたりを、ちょっと確認していきたいと思います。

今回、地域の福祉と地域の医療という2点で議論をさせていただきますけれども、私がお願いしているのは、ここでは1点だけです。それは直営で中核的な、別府市が直営の中核的な包括支援センターをつくって、政策形成力を高め人材育成をしてほしいという、それ1点だけなのですけれども、そこに向けて議論を重ねていきたいと思います。

まず第1点、介護保険制度の改革が今行われましたけれども、今回実施された介護保険制度改革の内容、それから趣旨に関して、まずお聞かせください。

○高齢者福祉課長（中西康太君） お答えいたします。

今回の介護保険法改正は、持続可能な介護保険制度とするため、地域包括ケアシステムを構築することを通じまして、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するとともに、費用負担の公平化を図ることを主な趣旨としております。

また、その主な改正内容ということですが、まず1点目として在宅医療・介護連携の推進などの地域支援事業の充実とあわせまして、全国一律の予防給付のうち訪問介護と通所介護を地域支援事業に移行し多様化するということです。2点目は、特別養護老人ホームについて、在宅の生活が困難な主に中・重度者の要介護者を支える機能に重点化するということ。3点目が、低所得者の方の保険料軽減を拡充するということ。4点目は、一定以上の所得のある利用者の自己負担を1割から2割へ引き上げるということ。最後に5点目といたしまして、低所得の施設利用者の食費、居住費を補填するいわゆる補足給付でございますが、この要件に資産などを追加するなど、以上5項目でございます。

○4番（野上泰生君） では、今回の改正、今説明がありましたけれども、市民の皆様立場で言うと、まず要支援1、2の方等を含めた訪問介護と通所介護が、そういう予防給付という制度から地域支援事業という、どちらかというと自主的な事業に移行していく中で多様化する。これはやはり大きな流れとしては在宅の流れになっていく、在宅医療や在宅での介護、つまり施設をつくってやっていくわけではなく、できるだけおうちにお伺いをしてサービスを提供するような、そういった流れに変わっていくことですね。もう1つは、特養に入る部分が、原則として要介護3以上に限定されて、要介護1、2も特例があるとはいえ、基本的にはやはり在宅でよほど困難な方に関して施設で支えていく。もっと、それもいわゆる在宅での支援、在宅の推進ですね。3点目、4点目で言ったのは、やはり費用負担を公平化、公平性を高めていく。こういった改正であると思います。

この流れというのは、基本的にもう大きく変わらないと思うわけで、やはり今後高齢者がどんどんふえていくとはいえ、ある段階で確実に減るわけですね、日本は。となると、施設をどんどんつくってしまうと、その後でやはりその施設がまた重荷になって、サービスの提供に支障を来すということと、いかに在宅の部分の充実させていくかということなのだと思います。これが大きな流れだし、これは、私はこれでいいと考えています。

その中で、地域支援事業の財源ですね。やっぱり心配なのは、サービスがカットされていくのではないかとこのふうなことを思われている市民の皆様も多いと思うわけですが、実際のこの財源はどのように変わったかということと、行政に求められている役割に関してはどうに変化しているかということをお聞かせください。

○高齢者福祉課長（中西康太君） お答えいたします。

地域支援事業に必要な費用は、介護保険料と公費等の公金により賄われておりますが、財源の変更はございません。

また、費用の条件につきましては、介護予防給付から総合事業に移行される費用が賄えるように配慮されております。今後ともしっかりと自立支援型ケアマネジメントを行うとともに、なお一層の介護予防事業の強化の取り組みを行うことが、保険者としての別府市に求められている役割だというふうに認識しております。さらには、高齢者の自立した生活を支援するために別府市に不足しているのは何か、住民同士で助け合う力をどういうふうに引き出したらよいのか協議検討し、より充実したサービス体制の構築に努めてまいりたいというふうに考えております。

○4番（野上泰生君） つまりは、従来のような全国一律の制度のもとでの支援ではなく、やはり地域の実情に合わせた地域なりの、そこにふさわしい形でその地域として支えてい

くような仕組みをつくりなさいというふうなことだと思っています。財源は基本的に同じだけれども、自由度が高まるというか、政策的に地域の実情に応じてやりなさい、そういった話だと思うのですけれども、そうすると、この地域支援事業の取り組み方の上手下手によって市町村ごとに非常にサービスが変わってくる。つまり市町村の職員なり、その担当するところに企画力やコーディネート力の力量が非常に問われて、それによって住民が受けられるサービスの質が大きく変わるというふうな理解でよろしいでしょうか。

○高齢者福祉課長（中西康太君） お答えいたします。

そのとおり、市町村の力量が問われる事業であるというふうに認識しております。

○4番（野上泰生君） まさに、その中で各市町村がこれからこの政策の展開をしていく部分が地域包括ケアシステム、良質なものをいかに構築するかということだと思うのですけれども、現状の別府の地域包括ケアシステムというのはどのようになっているかお聞かせください。

○高齢者福祉課長（中西康太君） お答えいたします。

地域包括ケアシステムの構築に向けては、国が重点項目として位置づけております、まづ在宅医療、介護連携の推進、認知症施策の推進、地域ケア会議の推進、生活支援サービスの充実といった以上4つの取り組みを中心にシステムの構築を推進している状況であります。

○4番（野上泰生君） 国が出している資料等を見ると、非常に理想的というか、非常にすばらしい、本当にこういうのが地域にできたらすばらしいなというようなシステムが、いわゆるゴールとして提示されているわけですが、なかなか現状というのはそうではないし、いろいろな研修会等で、ではどうしたらいいかというのを聞くと、やはり一番大事なのはそこにある地域の実情を理解するとか、そこにある地域の資源、さまざまなサービスやボランティア、この間出されたように老々介護のボランティアの力を生かすというのも、またまさにそのような政策だと思うわけですが、そういったことや、さまざまな資源を組み合わせ市民の皆様サービスを提供するそういうコーディネート力を高める、そういった人を育てる、そういった包括支援センターを育てていくということに尽きると思うわけですが、そのような理解でよろしいですか。

○高齢者福祉課長（中西康太君） お答えいたします。

はい、議員の言われるとおりさまざまな課題、とりわけ今言われたコーディネート業務ができる人材育成を柱に、できることから一步一步取り組んでいるという状況でございます。

○4番（野上泰生君） いきなりゴールは、本当、難しいと思うけれども、一步一步今まさに政策力を高め、人を育てなければいけないということにあるということですよ。その中で人を育てる部分で一番大事なもののというのは、やっぱり包括の支援センターの中で行われている地域ケア会議ということだというふうに聞いたわけですが、その地域ケア会議に関してはどのように行われていて、その中で行政はどういうふうな関与をしているかお聞かせください。

○高齢者福祉課長（中西康太君） お答えいたします。

別府市では、平成24年6月より地域包括支援センターとともに月2件程度の事例検討を始めまして、平成25年4月より市役所において地域ケア会議・中央会議を月に2回、1回につき6件程度の事例検討を行っております。この会議の司会は別府市職員が務め、専門職の方々の適切な助言を引き出そうというようにしております。さらに平成25年10月からは、地域ケア会議・圏域会議をそれぞれの地域包括支援センターで月2回開催しておりまして、司会は支援センター職員が務めておりまして、市職員は保険者として参加しております。

○4番（野上泰生君） ありがとうございます。そういう形で市は今関与しているというのか、その地域ケア会議に参加をしているということですね。

もう1つ確認したいのは、基本的にこの地域包括ケアシステムの構築は、従来県なのか市なのか、何かよくわからないという状況もあったように聞こえます。別府市としては、これはどの程度をしっかりと構築していくのか。実は私、民生委員さんからいろいろお話を聞いたところで、やっぱり地域包括支援センターさんの職員さんというのは、結構頑張っているという話も聞いていますし、やはりこれを本当に育てていくというのは大事だなというのをよく認識していますが、行政としてどの程度本気でこのケアシステムの構築に取り組もうとしているのか、そこをお聞かせください。

○高齢者福祉課長（中西康太君） お答えいたします。

既存のサービスの充実強化と役割分担の明確化、地域住民の健康づくりの重要性の認識や互助の精神の向上などを図り、地域に不足している資源の開発についても、各課と連携して協議しながら市民の皆さんとも協働して、別府市にふさわしい、まさに住んでよしのシステムづくりをつくり上げてまいりたいというふうに考えております。

○4番（野上泰生君） そうですね、これからこの施策というのは非常に大事だと思っています。これはまさに別府市はこれからお年寄りがふえていく。しかも独居老人を含めて地域で支えていかなければいけない体制をつくるのが急務の中で、私がひとつ提案をしたいというのが、今までは要は各中学校区に1カ所委託という形で包括支援センターを置いていました。私が提案したいのは、1カ所直営、別途でいいと思うのですけれども、直営の地域包括支援センターをつくるべきだと考えています。その役割としては、これから地域包括支援センターがさまざまな役割を今後もさらに担っていかなければならなくなる中で、全てお任せでいいのかということです。やはり行政としても本当にそこに職員を配置して直営の包括センターでさまざまな検討を行う、人を育てる。それから、また民間の包括支援センターではできない人材育成であったり、そういった事業もする必要がある。つまり利益にならないような事業すらする必要があるし、そういう中で私はこの直営の地域包括支援センターがあってもいいと思うわけですが、そこに取り組む意思というものはございますか。

○高齢者福祉課長（中西康太君） お答えいたします。

高齢者が、住みなれた地域で自立した生活が送れるように支援するためには、地域包括支援センターの機能を強化する必要があると認識しております。また、地域の高齢者の情報を今まで以上に市と共有しなければ、円滑な在宅での支援はできないのではないかとこのふうにも考えております。全ての地域包括支援センターを市直営とすることは、非常に厳しいとは思いますが。また、今人材確保の面や、現在実施中の定員適正化計画の中でもありますので、せめて、今、議員がおっしゃるとおり1カ所基幹的な機能を持ったセンターを、市に準じた公的機関も含め設置することができないか研究を重ねていく必要はあるというふうに考えております。

○4番（野上泰生君） 今、考えていく必要があるという答弁なのですが、私はぜひやるべきだし、やったほうがいいと本当に思っています。しかも、先ほどの例えば地域ケア会議の中で行政の関与という話でいくと、全体の包括支援センターさんが集まってくる大きな中央会議においては、いわゆる司会をする。各圏域における地域ケア会議においては、保険者として参加する。それで果たして本当にいいのかというふうにやっぱり思うわけです。私は、直営を持つことで同じ目線、本当に現場に接してさまざまな事例に接した市の職員がいて、同じ立場として会議に参加して意見を言い合う。でないと、本当にそのいい仕組みというのはできてこないのではないかとこのふうに考えていますから、ぜひ直営でやっていただきたい。

それと、先ほど言った市に準じた公的機関を含め設置、恐らくこれは社協を想定しているのかと思いますが、いずれはそれでもいいけれども、私は、せめて最初に政策をつくっていく段階では、やはり委託ではなく直営がいいと思うのです。なぜならば、これから言いますけれども、結局社協にやってしまうと、いわゆる高齢者福祉の分野だけに限られてしまうのです。今後は医療との連携であったり予防だったり、いろんな形で横、いろんな縦割り行政を排除しながらコーディネートする機能というのを、この中核的な組織には求めるわけですが、そこを外部に出してしまうと、やはり市の横串は刺せないのではないかと。したがって、私は、行政の中にやっぱりここは持って、その人たちが駆け回りながらやっていくべきだというふうに思うわけです。

財源ですけれども、私は何度も指摘していますが、敬老祝い金のような、100歳になったら10万円みたいな話は、お祝いに行くのはいいですけども、100歳の方に10万円上げて、私は何の政策的な意味があるのか、いまだによくわからない。5,000万円あるわけですから、これを充てればすぐできるわけです。だから、私は、もう即座に判断をしてやっていくべきだというふうに主張して、これで終わります。

次は、地域医療に関してです。

大分県と別府市の地域医療は、全国と比べて高い状況だと思っています。そういった医療費の状況を示す指標として地域差指数というのがあるわけですが、現状はどのようになっているかお聞かせください。

○保険年金課長（勝田憲治君） お答えいたします。

地域差指数につきましては、1人当たりの医療費の高さをあらわす指数として、全国平均を1とした場合、それぞれの市町村の医療費の高さをあらわすシステムとして用いられております。

この指数の算出に当たりましては、市町村ごとに異なる、また年齢構成、それとか医療機関の病床数の多さ、また災害等に発生する医療費の増加、そういった要因を補正して地域差指数を算出しております。

大分県の平成24年度の地域差指数につきましては、1.139となっております。別府市は1.176で、いずれも全国平均の1よりは高い現状となっております。

○4番（野上泰生君） いわゆる地域差指数というのは、国保に加盟している方がどの程度1人当たり医療費がかかっていくかというのを全国的に平均したときの部分で、全国的にはやっぱり東のほうが比較的低くて、西が高い。福岡県あたりが一番要は医療費がかかっていて、大分県はその次ぐらいで非常にかかっているということですね。

これも私はいろいろな研修で勉強したのですが、国のそういった医療費の政策を担っている大学の先生によると、今後広域化が進んでいく中で、国の方針として地域差指数の高い都道府県に関しては、一定のペナルティーではないけれども、与えていく。なぜならば、今まで一生懸命住民の健康増進で医療費を抑えた自治体も、そうでない、ただずるずると医療費を出してきた自治体も等しく支出金が提供されているのが今までのシステムなのですね。けれども、今はもう国はそんな余裕はないわけです。やはり頑張ったところにはインセンティブ、頑張っていないところにはペナルティーというふうに政策が変わりますよ、それで広域化するからそうなるのですよ、そういった話。それは確定ではないですけども、そういったリスクもあるわけです。そういう中で私は、早く地域包括ケアシステムを整備して直営をつくれというのは、そういう意味もあるわけですから、そこはよく理解をしてください。

これからの地域医療のあり方にもう進みますけれども、これ、どのように考えていますか。これから地域医療というのはどうあるべきか、簡潔にお答えください。

○健康づくり推進課長（甲斐慶子君） お答えいたします。

今後迎える人口減少、超高齢社会の中で医療や介護が必要な状態となっても、できる限り住みなれた地域での生活を継続できるような環境の整備が大きな課題であり、そのためには在宅医療の充実が重要であると考えております。

そこで、他職種共同による在宅医療の支援体制の構築を目指し、医師会と連携して在宅医療連携拠点事業に取り組んでいるところでございます。今後も関係部署や医師会等と連携して、2025年のイメージを見据えつつ、あるべき医療、介護の実現に向け、介護と連携した在宅医療の体制整備に取り組んでいきたいと思っております。

- 4番（野上泰生君）　そうですね、国の今後の地域医療のあり方に関しても、やはり良質な地域包括ケアシステムに帰結していくわけですね。その中では特に介護だけではなく在宅での医療サービスをいかにスムーズに提供するか。となると別府市の場合は、従来は行政はそんなにやらなくても、医師会さんが中核となってやっていた部分。ただこれからは、その良質な地域包括ケアシステムをつくるには、医師会等々としっかりと連携していく必要があるということですね。そういうことで確認をしました。

もう1つは、地域医療から今度は予防、市民の健康増進ということもまた重要だと思うわけですが、これを私は何度も専門の部署をつくってほしいというふうに言っているわけですが、現状はどのようになっているかお聞かせください。

- 健康づくり推進課長（甲斐慶子君）　お答えいたします。

関係7課で組織します健康寿命の延伸対策会議におきまして、全庁的取り組みを推進するために、健康寿命の延伸に対する別府市の目指す姿や具体案、体制案等について検討しているところでございます。専門的な部署の設置等、現状では具体的にはまだお示しできるところまで至っておりませんが、来年度着手されます別府市総合計画後期計画において明示できるよう検討を進めていきたいと考えております。

- 4番（野上泰生君）　まだ、いわゆる各課連携を促進するような活動、それはやっていたというところで、そこは感謝いたしますけれども、やはり行政の組織の縦割りというのはなかなか難しい。それはどこかの課が主導権を握って、あっち行って、こっち行ってという話は、やはり難しいと思うのです。

私がつくづく提案するのは、このような市民の健康増進にしても、やはり地域に応じた仕組みをつくる必要があるし、それも地域包括ケアシステムの中に位置づけられてくるわけですね。そういう中でも、やはり直営の地域包括ケア、地域支援センターをつくって予防、それから在宅訪問での医療、そして介護というものをシームレスにサービスとして施策を練って人を育て、サービスを提供するような試みをまず行政がやるべきだと思うわけです。そこをやることで、おのずと実は縦割りもなくなっていったらいい、地域単位で連携するようなものができるというふうに確信しています。もっと具体的に言うと、保健センターにつくったほうがいいと思うわけです。そうすれば健康づくり推進課もあって予防も行くし、医師会もあるわけですから、医療との連携もできるわけです。もう物理的に場所を合わせてそういった形をつくる中で、そこで本当にすばらしいロールモデルをつくり、人を育て、それを7カ所ある中学校区単位の圏域のセンターに持っていけばいいと思うわけですけれども、いかが思いますか。

- 福祉保健部長兼福祉事務所長（湊　博秋君）　お答えをさせていただきます。

現在、日本は他国に比べて高齢化が進んでおります。今後の高齢化の進展状況に大きな地域差が生じてくると思われます。そこで重要となる地域包括ケアシステムの構築については、担当課を中心に取り組み等を検討しているところでございます。市民に身近なところで医療・介護予防における関係機関が連携して、サービスを提供できる体制づくりを行っていききたいと考えております。

また、先ほどから議員御提言の地域包括支援センターの直営についてでございます。先

ほど高齢者福祉課長が答弁をいたしましたように、今行政としても中央の会議には市が進行しておりますし、圏域会議については、市が保険者として今7包括に出向いておる状況でございます。そのような意見を聞いて、今後の研究を重ねて検討していきたいと考えております。

- 4番（野上泰生君） ぜひとも現場の7つの包括の皆さんや医師会の皆さんと協議をして方針を速やかに決めていただければというふうに思います。

次は、補助金の件についてお伺いをいたします。

12月1日から議会が初めて提案をする協働のまちづくり推進条例のパブリックコメントが始まっています。やはり今後行政というのは何から何までは無理で、やはりできることは限られてくる中で、いかに協働のまちづくりを進めるかということが重要なのだというふうに考えています。つまり市民の力を、いかに市民の協力を得ていくかということです。そういう中で私たちも10月に川北秀人先生の講演で勉強して、議員としても学んでいる段階であります。

今回は、その協働を進める上で補助金制度改革が重要だということで質問をさせていただきます。

まず、川北さんの講演の中で非常に印象的だったのは、実は協働というのは、きのう答弁があったとか、最近市の事業で出ているような市民提案型とか行政提案型協働事業が協働なのかとか、私は全然違うと思うのです。あれも協働の1つですけれども、ごく一部です。そうではなくて、川北さんが言って僕が目からうろこが落ちたのは、いわゆる市の440億円の一般会計の中で義務的経費、人件費や公債費や扶助費を除いた経費、あとはいろいろほかにも改めて計算してみたのですけれども、物件費、補助費、投資的経費、これが約90億円です。この90億円というのが、実は全部調達であって、これが協働の原資なのです。これはつまり市から外に出していく中で、これに全て協働という概念を当てはめて非常に効果が上がる、市民と一緒にできるようになることが、本来の意味での行政における協働の推進ではないかというような話をいただきました。私は、なるほどと思ったわけです。

私はさらに言うと、この人件費の90億円ですね。正規職員がやはり協働というものを理解して、いろんな課題解決を市民と一緒にしていくという、この人件費90億円の質の向上と、この物件費、補助費、投資的経費90億円の質の向上、これを図ることがまさに協働のまちづくりで、これが上手にできるかできないかで市民、このまちの未来は大きく変わるのだというふうに考えています。

そういう中で、今回特に決算の中でしつこく補助金についていろいろと確認をさせていただきました。なぜその補助金についてしつこくやったかという、これは平成24年度の数字で、以前議会で答弁をいただいたのですけれども、特定の事業を育成するために支出する市の補助金というのは、平成24年度においては118件、総額8億5,946万9,000円ある。その中で5年以上継続している補助金は94件で、総額5億546万9,000円ある。件数ベースでは、8割が5年以上の継続である。こういうふうな状況なのですね。

さっき、いわゆる公募型の行政提案型協働事業というのは小さいと言ったのは、まさにそういうことで、まさにこの補助金、8億6,000万円になろうとする補助金の中身をしっかりと見直して理想的な協働という形にしていくことこそが、私は協働推進の一丁目一番地だというふうに思ったから、その補助金について聞いているわけです。ここでしっかりと成果を上げて、公平で透明性が高い補助金制度ができることで、やはり市民の多くは市を信頼して手伝ってくれる、助けてくれると思っていますし、こういった団体の力がそういった中で育っていくことで、私は協働の推進になると思うわけですが、この補助金の制度改革に関して、決算特別委員会でも附帯決議までついて変えていくようにという

ふうな議会からの意見が付されていますけれども、どのようにお考えか、考えをお聞かせください。

○政策推進課長（稲尾 隆君） お答えいたします。

大きく時代が変化する中で、補助金行政が固定化しているという問題意識は持っております。また、協働に関しましても、今ある人件費、それから 440 億円の予算について、それが原資になるという考え方も非常に大切だと思っております。

これまで補助金の透明性、公平性を確保するために、平成 24 年度から予算編成前に補助金の見直しを行ってきました。また、そのための基準、補助金の交付指針も策定しております。ただ、決算特別委員会で指摘されたように、その補助金の成果目標について、指針の中でもできる限り数値でというふうに提示を求めていますけれども、それぞれが担当している部署の補助金を見ると、なかなかそういった成果目標が、成果が提示されていないことがありますので、これについては補助金の交付指針を改正し、そうしたものが、成果目標が提示できるような様式に改めていきたいと考えております。

○4 番（野上泰生君） 今は、やりとりする書類の中で成果目標を明確にして、いわゆる最初の計画と後、当然ながら報告にも出されると思うのです、結果を明確にするという。これは、要は書類としてあるだけではなくて、公開しなければ意味がないと思うのですが、その辺はどのように考えていますか。

○政策推進課長（稲尾 隆君） お答えいたします。

補助金の見直し結果、それから予算への反映状況については、現時点でも市のホームページで公表しておりますけれども、より一層透明化を図るため、今申し上げた成果目標、様式を定めた場合は、それについても公表していきたいと考えております。

○4 番（野上泰生君） 全ての補助金、何万円というやつを出す必要があるかどうかという、私はないと思うのですね。ある程度の金額以上の大きな団体に関しては、しっかりとそういった成果を問うていくということと、それを公開して市民やこの議会の目にさらして、つまり説明責任を果たしていただくということは非常に重要だし、1 つ大きな前進だというふうに思います。

これからは、やはりまず選定する段階での公平性をどう担保していくかとか、もしくは第三者を入れてどのように評価をしていくか、この中身をどう高めていくかとか、もしくはそれらの補助金を受けている団体こそが、実はそれぞれの分野で先導的な団体であるケースが多いわけですが、いかにそれぞれの分野で市民協働の中核的な役割を担っていただくのかというふうなことがまさにテーマ、支出のところがテーマになると思うわけですが、そういうことを含めた補助金制度改革にしていきたいと思いますと思うわけですが、お考えはありますか。

○政策推進課長（稲尾 隆君） お答えいたします。

現在、別府市行財政改革市民委員会を設置し、外部評価制度を取り入れております。ただ、これは市全体の行革に対する取り組み状況の評価ということになっております。今後、についての第三者からの評価については、中立性、それから客観性が確保できて、今、議員がおっしゃった事業効果の向上が見込まれるかどうか、その辺を、仕組みについて十分検証・検討させていただいていきたいと思っております。

○4 番（野上泰生君） この補助金というのは、非常に市民にやはりわかりやすいし、これがどのように使われて、どういうふうに市民生活にプラスになっているのかというのは、やっぱり知りたいと思うし、受けている団体はそれをしっかりと説明していく必要があるし、成果を上げてほしいし、いつまでも同じ額、補助金をもらうのではなく、しっかりと成長していくというところを見せていく必要があると思うのです。ですから、この補助金制度改革こそまさに私は協働のまちづくりの一丁目一番地として行政がやっぱり力を入れ

ていただきたいというふうにお伝えをして、私の質問を終わります。（「市長が手を挙げておるぞ」と呼ぶ者あり）

では、市長、最後……。最後ではないけれども、最後、済みません、まだもう1回ありますね。今回、一連の部分に関して何かあれば答弁をぜひお願いいたします。

- 市長（浜田 博君） やはり観光に対する、すばらしい御提言をいただいたと思っております。特にDMOの別府版の問題、さらには協働事業の問題、そういったことが本当に参考になりました。このことをしっかり引き継いでいく覚悟で、頑張っていきたいと思えます。ありがとうございました。

- 15番（平野文活君） 国保税の問題から質問に入りたいと思います。

保険年金課から資料をいただきました。平成25年度の決算で歳入歳出の実質収支が1,274万8,000円余りということであります。値上げ前の平成19年でしたか、9億2,000万円ぐらゐの累積赤字がありました。それが実質収支で1,200万円の黒字というふうになっているわけですが、この赤字の解消というのは、どういう手立てで行われてきたのか、まず伺いをいたします。

- 保険年金課長（勝田憲治君） お答えいたします。

平成19年度現在で約9億2,000万円の累積赤字がありました。これを解消することが国保財政の急務であったと思います。平成20年度に大幅な税率アップをいたしまして税收の確保を図るとともに、収納率の向上も図ってきました。歳出におきましては、医療費抑制ということで医療費適正化、保険事業等について推進してきました。しかしながら、平成24年度、平成25年度現在でも累積赤字は減少しましたが、解消できない状況でありました。しかしながら、保険税の収納率の向上とか医療費適正化等の対策によって累積赤字は年々減ってきた状況であるというふうに考えております。累積赤字の解消に当たりましては、最終的には先ほど申し上げたとおり平成24年度2億円、平成25年度に5,500万円ほど一般会計からの繰り入れで赤字を解消したということです。

- 15番（平野文活君） 大ざっぱに言えば大幅な保険税の値上げ、それと一般会計からの繰り入れ、この2つの手法で9億2,000万円もの赤字が解消できたということであります。

そこで、その値上げの影響というものをどう見ているのかであります。決算特別委員会でも指摘させてもらいましたが、依然として、収納率は上がったとはいえ県下最低という状況で、加入世帯の3分の1の世帯が滞納している。これは値上げのし過ぎ、支払い能力を超えている結果ではないかと私は思いますが、そういう影響が出ているというふうには思いませんか。

- 保険年金課長（勝田憲治君） お答えいたします。

平成20年度に、累積赤字を解消するために大幅に税率を改正いたしました。これは累積赤字の解消ということで必要な措置であろうかというふうに考えております。しかしながら、その結果、保険税率が県下でも非常に高い状況であります。保険税の収納率も県下で最低という状況であります。これにつきましては市民所得が低い、それにかかわらず保険税率が高いという形で、結果的には保険税負担が低い状況であったと思います。保険税の収入につきましては、収納率の向上等も寄与していると思いますけれども、市民所得の伸び悩みにより保険税収入も税率アップしましたけれども、伸び悩んでいる状況であるというふうに考えております。

- 15番（平野文活君） 今の答弁がどういう結論だったかよくわからないのですが、要するに負担が重過ぎるというのは認められたのではないかと思います。平成20年度の値上げの際に、6月に通知があった、受けた市民の皆さんから抗議あるいは問い合わせが殺到したというのは、電話がパンクするような状況であったというのは、その当時にやりとりいたしました、そういう状況を受けて浜田市長が、一般会計からの繰り入れを検討してで

も保険税の負担を軽減したいという答弁に至った。選挙の公約にするに至ったと私は理解をしております。そういう経過を経て次の市長選挙には立候補しないという決断をされているわけですが、それでは、この公約の実現はしないままやめるのですかというのを最後に市長に問いたいのですよ。来年度の税率改正、最後の市長の権限で行う最後の機会ですよ。来年度の税率改正で国保税の負担軽減という公約を実行されて市長を勇退されるのか、市長にお伺いをしたいと思います。

○保険年金課長（勝田憲治君） お答えいたします。

来年度の税率改正につきましてですが、これにつきましては、今年度の決算見込み、それから来年度以降の決算見込み等について状況を判断しながら考えていく必要があるかと思えます。しかしながら、一般会計からの繰り入れによる保険税率の引き下げにつきましては、後年度以降の財政状況が非常に影響が大きいと考えております。当然国保財政の健全な運営というのが前提条件でありますので、今後も国保財政の見込みを勘案しながら判断していく必要があると考えております。

ただ、これまで一般会計平成 24、25 年度、先ほど答弁したとおり累積赤字の解消のために 2 億 5,500 万円繰り入れしまして、被保険者の保険税の値上げを抑制してきたところでもあります。それについては現状の一般財政状況、国保財政状況を踏まえながら必要な措置をできるだけ努力したというような形になっていると思います。

○15 番（平野文活君） 市長、今の課長の答弁は、市長のかわりに答弁したのですか。一般会計から繰り入れしたというのを盛んに宣伝しておりますが、もう今はどこもそういう手法、決断をして、これ以上値上げはできぬなというのが、どこの市町村もそういう状況なのです。2 億 5,500 万円、別府市より小さな中津にしる、由布市にしる、宇佐にしる、5 億円、6 億円投入していますでしょう、この四、五年の累計を見ても。2 億 5,500 万円投入したからということで、これが限度だと、別府市。そういうことではないのですよ。

ですから、私は、市長のあの公約は、言いつ放しでやめるのかということを知っているわけです。市長、いかがですか。

○副市長（中尾 薫君） お答えいたします。

国保財政また国保の負担については、市長も大変気に病んでおります。しかし、全体的な市の財政状況、それから今後の見込み等をやはり勘案しなければ、首長としてはできないわけであって、その部分については市長から、しっかりあなたのほうも引き続いて一緒に考えてくださいというふうに指示を受けております。

○15 番（平野文活君） 多分平行線のままだと思いますけれども、国保制度というもの、言うなら国民皆保険制度というものについての考え方が、そもそも私と違うのだと思うのです。

課長が答弁していただきたい。国保制度というのは、そもそもどういう目的で制度というものはあるのでしょうか。

○保険年金課長（勝田憲治君） 国民健康保険制度は、御存じのとおり医療保険制度における最終的な受け入れというのが、国民健康保険制度であろうかと考えております。国民皆保険制度で国民が等しく医療の給付で医療機関を受診する権利がありますので、国民健康保険制度、医療保険制度は相互扶助という考えでお互いに助け合って市民の健康増進というか、健康を守る、そういう医療保険制度、社会保障制度の一部になるのではないかと考えております。

○15 番（平野文活君） 国保のしおりなんかにも、そういうふうなことを書いていますよね、助け合いの制度。そこが違うのですよ。1938 年、戦前の旧国保法の第 1 条、目的ですね。「国民健康保険は相扶共済の精神に則り、疫病、負傷、分娩又は死亡に関し、保険給付を為すことを目的とする」。助け合いの組織だと戦前の国保法の考え方だ。

戦後どうなったか。1958年制定の現行の国保法の第1条、「この法律は、国民健康保険事業の健全な運営を確保し、もつて社会保障及び国民保健の向上に寄与することを目的とする」。相互扶助という考え方は、戦前の考え方だ。戦後は社会保障として、言うなら憲法第25条、人間らしい文化的な最低限度の生活が営める権利がある。これを保障するものの1つとして、この国保皆保険制度というのはできておるのですよ。

ですから、所得の2割になろうかというような国保税をそもそも徴収すること自体が、戦後の社会保障の精神から余りにも逸脱している。助け合いの一面がないとはもちろん言いませんよ、保険ですからね。しかし、民間保険とは違うのですから、民間保険ならそうでしょう。しかし、違う。そういう意味で、特に一定の所得のある御商売をされている方なんかの話を聞くと、国保税ほどひどい税金はない——数あるいろんな税の中で——という悲鳴が聞かれます。そういうことで、やっぱりこれは国の制度の欠陥という側面が非常に強いわけではありますが、主体者は市ですから、市長が、そういういろんな経過があつて選挙前の公約をされた。これはやっぱりけじめをつけて勇退をされるべきだと私は思うのですが、そういうお考えにはなりませんか。

○副市長（中尾 薫君） 再度お答えさせていただきますが、いろんな市民の方、いろんな考え方、また所得も環境も、いろんな方がおられます。そういう市民全体の中でどういうふうに皆さんからお預かりした税金を配分していくかということを考えるのが、私たちの基本的使命でございます。そういう中で今、市長のほうからも、この間の選挙のときに赤字解消のために、大変一般会計が苦しかったのですが、それでも2億5,500万円、2度にわたり2億5,500万円ということを出しました。それについても十分でないという御意見があるというのも御承知しておりますが、今後の国保財政、それというのは市の一般全ての会計と同じように財政状況との勘案の中で措置をさせていただきたいというふうに考えております。

○市長（浜田 博君） 副市長が答弁をさせていただいたのは、全く私と同じ意見であります。

あなたとは、「見解の相違」という言葉が出たのですが、全く私もそう思います。国保制度そのものは国の制度です。別府の制度であれば、私の判断でいろんな形ができるかもわかりません。この国保制度、国の制度でありながら国民の制度、また市民の制度、県民の制度であります。そういう意味からすれば、国と一緒に法律の中で、限界の中で頑張っていかなければいけない。その公約という形でそのまま言いつ放しでやめるのかという指摘でございます。私が公約した思いは、負担軽減をしたい、何としても市民のために軽減をしておかなければいけないという思いですから、これはしっかりと私はやめても引き継いでいきたいという思いでいっぱいあります。ただ現状の中で、今、副市長が答弁いただいたように財政事情を考えた中で一般会計からの繰り入れは、これまでだろうというぎりぎりのところまで議会の皆さんと相談をさせていただいてこれを実施してきたというつもりであります。まずは赤字を解消することも負担軽減だ、こういう思いでやってきました。もっともっと入れて値下げをしなさいということには即つながらないのではないかな、この辺が見解の相違だ、このように思っておりますので、ぜひ御理解をいただきたいと思います。

○15番（平野文活君） 高過ぎる、それを下げる、これが負担軽減だという、そういう思いであの公約はしたのだと私は理解しました。しかし、今のお話を聞くと引き下げということではない。赤字解消というのが負担軽減だというふうに、ちょっと私の理解の仕方が違つておったのかもしれない。しかし、一般の市民は、負担軽減といたら引き下げをしてくれるだろう、そう理解するのが普通の理解の仕方だ、私はそう考えています。最後まで浜田市長がそういうお考えを言われたということは、もうそういうお考えだということで理解をいたします。

次に移ります。ごみ減量の問題でありますが、別府市は、一般廃棄物処理基本計画というものを持っているのです。そこで、ごみを減量していくという計画があるのですが、基準の年の平成 17 年度から 25 年度まで、どれだけ燃やすごみの減量ができているかお知らせしたいと思います。

○次長兼環境課長（伊藤 守君） お答えいたします。

市収集分の燃やすごみ実績量推移につきましては、平成 17 年度 2 万 5,692 トン、平成 25 年度 2 万 2,634 トンとなっております。この 8 年間で 3,058 トン、率にして 11.9% の減量実績結果となっております。また、直接搬入分、事業系ごみと言われていますが、この燃やすごみの実績量推移につきましては、平成 17 年度 2 万 4,482 トン、平成 25 年度 2 万 935 トンとなっております。この 8 年間で 3,547 トン、率にして 14.5% の減量実績結果となっております。燃やすごみ全体では 6,605 トン、率にして 13.2% の減量実績となっているのが現状でございます。

○15 番（平野文活君） 年間 6,600 トンもの燃やすごみの減量ができている、これは評価をしたいというふうに思います。以前のやりとりの中で、大分市は特に事業系ごみ 9 割削減しましたよという事例も紹介しながら、さらに努力してほしいという要請もいただきましたが、今後とも努力していただきたいというふうに思います。

それとの関係で、3 番目の他会計への繰り出しについてに移りたいと思います。

藤ヶ谷清掃センター更新事業への別府市負担金の総額は幾らか。大ざっぱでいいですが。

○政策推進課長（稲尾 隆君） お答えいたします。

藤ヶ谷清掃センターの更新事業費、総事業費が 110 億 500 万円であります。それに対する別府市の負担総額は 13 億円となります。

○15 番（平野文活君） それは違うでしょう。昭和 40 年までの 200 億円近い総額があるはずですよ。そして、そのうちの 6 割ぐらいは別府市の負担ということになっていると思いますが、違いますか。

○政策推進課長（稲尾 隆君） お答えいたします。

今、私のほうが答弁したのは、更新事業費というものについての負担金です。当然、今後更新事業については、国の交付金以外に起債もしておりますので、公債費も今後発生します。

今、議員お尋ねの部分で申し上げますと、ちょっと一致しているかどうかわかりませんが、平成 26 年度から平成 40 年度までのそういった全ての総経費に対する負担金ということで申し上げれば、別府市の負担総額は約 105 億 2,000 万円です。ただし、交付税措置等がありますので、それを除けば実質的な負担は約 80 億円という形になります。

○15 番（平野文活君） それで、先ほどのごみ減量の話ですが、昨年の 6 月の議会で私は、別府市だけで年間 2 万トンぐらいのごみ減量が可能ではないかという提起をしてきたわけですが、ごみが大幅に、燃やすごみを減らしていけば、この藤ヶ谷清掃センターで燃やす、いわゆる持ち込んでいくごみが大幅に減るわけですから、こんな大金の契約は要らないのではないか、ごみを減らす覚悟を決めて、いわゆる広域圏事務組合との負担金についての再考証をやったかどうかというような意見を述べました。それに対してあなた、政策推進課長さんの答弁として、契約の変更というのは難しいと考えるが、ごみ減量に伴う経費節減はお願いしたい。仕様書の変更が可能かどうか、広域圏事務組合と協議したいという御答弁をいただいたのですが、そういう協議はされておりますか。

○政策推進課長（稲尾 隆君） お答えいたします。

藤ヶ谷清掃センターの事業については、2 市 1 町の共同処理事務という形をとっております。その中で私のほうは、課長という立場で監事会というものに 2 市 1 町の課長と参加しております。定例的に会議を持っております。その中で、今、議員の御指摘があったと

おり、契約の基本的な変更は難しいと考えておりますけれども、ごみの変動に伴う総コストの管理、モニタリングと経費節減についてのお願いはしております。また、事業者との長期契約から生じるごみの量の変動、あるいは物価の変動、それから法改正等のリスクについて適正な協議をお願いしているところであります。

- 15 番（平野文活君） 実は平成 24 年度の 2 市 1 町のごみが持ち込まれて、どれくらいのごみが年間燃やされたかという、5 万 8,196 トンなのです。平成 26 年度から今新しい施設が稼働しておりますよね。その平成 26 年度から平成 40 年度までの 15 年間に毎年毎年どれくらいのごみを持ち込みますよ、燃やしてくださいという契約をしているかというと、約 6 万 3,000 トンのごみを持ち込みます、燃やしてくださいという契約をしているのです。おかしいと思うのですよね。別府市はごみ減量計画をもって努力してきて、先ほど答弁があったように年間 6,600 トン減らしてきた。さらに減らす努力をするのですよね。平成 24 年度で 5 万 8,000 トンの 2 市 1 町のごみが、全部合わせても 5 万 8,000 トンなのに、なぜ新しい炉は 6 万 3,000 トンのごみを持ち込みますという契約をしたのか。ごみを減らす契約、別府市はごみを減らすという目標を持っている。ところが、広域圏事務組合は、日立造船と 6 万 3,000 トンのごみを燃やすという契約をしている。あなたが監事として出ているというのだったら、その辺も御承知なのかもしれませんが、別府市の方針と広域の方針がまるで違う。これはやっぱり別府市としては再協議をすべきだと思うのですが、いかがですか。

- 政策推進課長（稲尾 隆君） お答えいたします。

環境問題は大変重要であり、低炭素社会に向けてごみの減量化に取り組んでいるところであります。ただ、藤ヶ谷清掃センターの更新計画を立てていく際に 2 市 1 町のごみの推計、直近の推計に基づいて広域圏事務組合のほうは仕様を作成したというふうに理解しております。結果として、今御指摘があったように 6 万 3,000 トンベースに契約することに対し、平成 24 年度の実績で 5 万 8,000 トンという形で下振れしているわけなのですが、当然契約段階では上振れする、あるいは下振れする、その増減を含めたところで委託料を下げるための仕組みとして総合評価方式という仕組みの中で第三者機関で決定したと理解しております。

- 15 番（平野文活君） 広域圏事務組合は、その日立造船との契約で平成 26 年度は 6 万 3,210 トンを契約しています。ずっと同じようなレベルで契約してしまして、平成 40 年度も 6 万 3,133 トンというふうに 6 万 3,000 トンベースで契約しているのですね。ということは 5,000 トン、年間 5,000 トン、平成 24 年度の実績と比べるとごみをふやすという計画なのです。では別府市あるいは日出町、杵築市、ごみ減量計画はないのかといたら、先ほど言ったようにあるのですよね。その 2 市 1 町のごみ減量計画と広域圏事務組合の想定が、余りにもギャップが大き過ぎる。ごみ減量と言いながら、ごみをふやす計画になっている。こういう問題は、広域圏事務組合の問題としておかしいわけですから、別府市として協議をやり直せと私は言っているわけです。しかも、その 6 万 3,000 トンの契約トン数を下回ったらお金を余計払わなければいかぬ。ごみがふえて上回ったらお金は少しでいい、そういうおかしい契約もしている。ですから、これはやはり再協議をすべきだということを申し上げて、次に移ります。

水道会計の繰り出しについてであります。これも繰り返し私が主張してまいりましたが、安全対策費というのは、総務省の繰り出し基準で、いわゆる料金に転嫁すべきでない項目として上げられている。これが水道局としては市当局に繰り出しを要請してきたけれども、一円も出ない。これは今後もそういうことで行くのでしょうか。私は繰り出しをちゃんと基準どおりやるべきだ。なぜそれを言うかというと、ちょっとこれは公式な話ではないかもしれませんが、やっぱり平成 30 年から先の長期計画もつくるのでしょけれども、

財政見通しの中で、水道料金の値上げも検討せねばいかぬのではないかというような議論があるというふうなこともちょっと聞いていますので、市が出すべきものを出さなくて料金に転嫁する。こういうのはやっぱりおかしいというふうに思います。この繰り出し基準どおり今後繰り出していくのかお答え願いたいと思います。

○政策推進課長（稲尾 隆君） お答えいたします。

総務省の基準では、一般会計からの繰り出しは、地方公営企業の実態に即して行うことになっており、水道事業の経営状況などを踏まえて公費負担の必要性を判断しております。もちろん水道施設は非常に重要な社会資本でありますけれども、他の公共施設についても更新時期を迎えて、これから大変多額な財源を必要としております。緊急性それから事業規模などを勘案して優先順位を決定しなければならないと思っておりますけれども、毎年水道局とはこのことについて協議を行っています。水道事業会計の独立性と、それから双方の財務状況を踏まえ、今後につきましても、全体的な整合性を図りながら協議を続けていきたいと思っております。

○15番（平野文活君） 市民が払うべきでない、そういうお金まで市民に負担をさせるという形で水道料金は設定されている。そこは是正すべきだということを私はこれまでも要望してまいりましたし、再度お願いをして、次に移りたいと思います。

中心商店街の問題、活性化の問題であります。3つ質問を上げて、答弁書もいただきました。しかしながら、これはいわゆる中心市街地活性化計画というのがやられて、もうそれは終了したわけですね。さらにはゆめタウンの誘致でもって中心市街地を活性化したいというようなことで誘致をされた。大きな事業がやられたわけで、その活性化計画並びにゆめタウンの誘致事業というものが、所期の目的を達成しているのかどうかという総括が必要だと私は思ってきたのですが、答弁書を見る限りは、言うなら成功していないと私は思うのです。成功していないという認識ではないように見受けられます。ちょっとですね。

決算特別委員会でも指摘をされましたし、私どもが行った市民アンケートでも、やっぱり商店街の活性化という問題は、まちづくりの分野の要望の第1位なのですね、要望。市民もあの中心商店街の状態というのは非常に心配している。何とかしてほしいという思いを持っていることのあらわれなのですが、やよい、銀座、楠、駅前、この4つの商店街の組合員数が、平成18年度265店舗だったのが、平成25年度202店舗、25%も減っている。組合員自体が減っている。売り上げがどうなっているかという問題もありますけれども、そういうこと自身にこの中心市街地活性化事業、ゆめタウンの誘致事業が成功したのかどうかというのが、もう端的にあらわれているのではないかと、私はそう思っているのです。

ですから、そういう認識で改めて中心市街地の活性化のための計画を、全く発想を変えて取り組まなければいかぬというふうに私は思いますが、これについてはまた次の機会です。じっくりやりたいというふうに考えております。

高齢者福祉の行政のほうに移りたいと思います。

野上議員がかなりやられまして、私と共鳴するところも大分あったなというふうに思っておりますが、介護保険の改定によって地域ケアシステムというのができていきます。今、来年度の介護保険の介護報酬の見直しが検討されているというふうに聞きますが、国のほうの考えがわかりましたら、お知らせください。

○高齢者福祉課長（中西康太君） お答えいたします。

厚生労働省は、平成27年度の介護報酬改定に向けた取り組みとしまして、基本的に次の3つの視点から議論を行っているというふうに把握しております。

まず1点目は、在宅の中・重度者や認知症の方への対応のさらなる強化、2点目としまして、介護人材確保対策の推進、最後の3点目は、サービス評価の適正化と効率的なサービス提供体制の構築。この3つを念頭に議論を進めているという報道がなされております。

また、一方で介護事業経営実態調査の結果を受けまして、財務省が6%の介護報酬引き下げ改定を求めているというような情報も入っております。

- 15番（平野文活君） 各事業所に聞き取りをすると、人材不足、人材確保に本当に苦労しているという問題が共通しております。今言われた3つの目標といいますか、中の1つにも人材確保という問題が入っておりますが、そう言いながら財務省は6%介護報酬を減らすというようなことが政府で議論されている。これはもう全く逆の結果を生むわけで、そんなことになったら本当に困るというふうに思うのであります。

そこで、別府市が今度総合、いわゆる地域支援事業というのをやるわけです。今既にやっておりますが、これについてはどういう事業内容になるのか、まずは伺いをしたいと思います。

- 高齢者福祉課長（中西康太君） お答えいたします。

別府市では、平成27年度から新しい介護予防日常生活支援総合事業を始めるための準備を急ピッチで今進めているところでございます。そのサービス内容ということでございますが、現段階の案としまして、現行の訪問介護・通所介護サービスと同等のサービスを行うもの、規制を緩和した専門的なサービスを伴わない生活援助サービスや通所サービス、また3点目としましては、専門職の指導により短期集中的に行う訪問・通所サービス、この3つの形態を実施する方向で検討いたしております。

- 15番（平野文活君） その場合の介護報酬は、どうなりますか。

- 高齢者福祉課長（中西康太君） お答えいたします。

まず、今申し上げた3つの形態であります。既存の形態、これはこれまでの国の定めた介護報酬と同等の介護報酬を考えております。2点目の基準緩和の部分につきましては、減額をした介護報酬、3点目の短期集中型につきましては、これは通所リハの国が定めた基準がございますので、これに準じた、これまでとは若干高い金額で、この金額につきましては、今第6期の介護保険事業計画策定委員会の中で協議しておりますので、詳細な数値についてはこの場では差し控えさせていただきたいと考えております。

- 15番（平野文活君） 従来型の専門職によるサービスは同じでいく、ボランティアなど専門的サービスを伴うものは単価が下がる、こういうふうな話でありますね。そういう国の動向、あるいは市が今度、来年度から行うそういう事業が、実際どういう介護報酬でどうなっていくかによって、各事業所の経営がどうなっていくかというのが大きく決まってくると思います。次々小さな事業所が撤退する、あるいはいわゆる従業員へしお寄せが行くというようなことにならないように、ぜひ慎重な検討をしていただきたいというふうに思います。

次に、認知症問題であります。

これも資料をいただいて、本当に私も改めて認識を新たにしたのですけれども、要支援、要介護の認定を受けている高齢者が6,861人、ことしの1月31日現在の資料ね。そのうちの認知症状が見られる高齢者が3,870人、実に認定を受けた人の56.4%は認知症状が見られる。自立度2以上ということでありまして、65歳以上の高齢者の何と10%は認知症状が見られる。これは、ちょっと本当に大変な問題なのだなというふうに改めて思います。

そこで、宇佐市での事例、視察をしたのですが、前の議会でも議員が若干紹介をされました。これは平成16年度から安心院町で福岡大学医学部の山田先生の指導のもとで活動をずっとしてきた。軽度認知障がいと判断された方々が、3年間で同じ教室に通った18人のうち16人が正常に戻ったというような事例があって、この安心院町の取り組みを、合併をした後、宇佐市全域に広げているわけでありまして。宇佐市の、これは社協だったと思いますが、社協が、福岡大学の山田先生のもとで働いてきた方をヘッドハンティングというのでしょうか、期限があるかどうか知りませんが、雇いまして、そして、その方の指

導のもとで宇佐市全域 11 会場で認知症予防教室というのをやっているのです。この予防教室というのに私も、猿渡議員も一緒ですが、参加をさせてもらいました。そうしたら、いろんなことをやるのですけれども、1 つは運動ですね、1 つは脳を使うプログラムがあるのです。

脳を使うプログラムのほうに私は参加させていただいたのですが、例えば赤、青、黄の 3 つの色で「赤」「青」「黄」という字を書いているのです。「赤」を赤で書けば、色も赤、字も赤なのですが、「黄色」と書いて、それを赤で書いている、「緑」と書いて、それを黄色で書いているというような、アトランダムに並んでいるわけです。それを、「はい、今度は色を言いますよ。はい、はい、はい。赤、青、黄色」とか言って、同じリズムでどんどん参加している人が言っていくのです。ところが、「赤」の字を黄色で書いておったら、「色で言いますよ」と言ったら、「黄色」と言わなければいかぬですね。だから、「赤、青、黄色」と言わなければいかぬのだけれども、つい、黄色で書いておっても、「赤」と書いておったら「赤」と言いそうになるのです。私も何回も失敗しまして、(発言する者あり) 私もちょっとこれは認知症の予備軍ではないかなという、(笑声) 非常に危機感を覚えました。

実際そういう意味で言うと、誰でもなる可能性があるという、そういう状況なのだろうというふうに思いまして、そして、その先生のお話を聞くと、もうその症状が進んでしまったらなかなか改善できない。いわゆる軽度というような状況でそういう予防をやれば、安心院町やらであったように成果が上がる。ですから、これは本当に科学的な手法をもって、そして本格的に全市でやるべきだというふうに私は思いました。そういうことが別府市では、認知症対策としてはどういうふうなことが検討されているのか。今、宇佐のそういう事例というのは、大いに取り入れる必要があるのではないかと思います、いかがでしょう。

○高齢者福祉課長(中西康太君) いろいろな宇佐の御提言、大変ありがたく聞かせていただきました。議員がおっしゃるとおり認知症、初期の段階ではなかなか改善する方向が強い、最近ではいい薬も出ているというふうに伺っておりますので、また認知症予防に効果があると言われている各地の取り組み状況や先進的な事例についても情報を収集しながら、別府市に最も適した施策をこれからも鋭意検討してまいりたいというふうに考えております。

○15 番(平野文活君) もう 1 つ、健康づくりについても宇佐市の経験は非常にためになりました。健康づくり戦略 5 つの柱というのを立てておりまして、まず第 1、健康推進員の活動、2 つ目、ジェネリック医薬品の活用、3 番目、健康チャレンジ、4 番目、減塩キャンペーン、5 番目、検診受診率アップ作戦と、こう言うのですけれども、こういうふうな冊子までいろいろ出ておりました。

私が感心したのは、65 歳以上の高齢者全部、1 万 8,000 人おるそうですが、全員を対象にして働きかけをしているということでもあります。その結果、国保だけにこれは限っておりますが、医療費が、平成 24 年度の 1 人当たり医療費 40 万 8,768 円から、平成 25 年度 39 万 1,006 円、1 人当たり何と 1 万 2,700 円もの国保の医療費が下がった。健康づくりが成功してきている 1 つのあらわれではないかということを目撃いたしました。

どういうことをやっているかといいますと、この 1 万 8,000 人の 65 歳以上の人たちを元気な方、やや体力低下の方、二次予防対象者、要支援者、要介護者、この 5 つの段階に分けてそれぞれの段階に応じたメニューをこの健康づくり戦略の中で働きかけているわけです。元気な方が 59%おられる。そういう皆さんには、「みんなでよろうちどこでも体操」というのを各地域でやっている。宇佐市で何と 146 カ所でこれを行っているというのですね。その専門家の指導を受けてやるのですが、そのうちグループの中でベテランの人が出

てくる。そういう人たちがリーダーになって、もう専門家抜きでずっと継続でやれるという、そういうのがずっとふえ続けている結果、146カ所まで広がった。

やや体力低下の方は18%おられるというんですけれども、そういう人たちには「ふれあいサロン」。とにかく外に出てきなさいよ、楽しくお茶でも飲みながらおしゃべりしましょうというようなことでしょう。それが89カ所できた。

二次予防対象者、つまり介護保険でいうと非該当というような人たちでしょう。体は弱っているけれども、認定をもらうまでには至らない。そういう人たちが2%おられる。こういう人たちの中にも認知症予防教室に通ったりしたりする人とか、サロンに行ったりとかいう人もおるのだらうと思います。

要支援者が7%あって、この人たちは介護予防サービスを受ける。

要介護者が14%あって、この人たちは専門家の介護サービスを受ける。

こういうかなり体系立った健康づくりのシステムができていているというところで、全員を対象にしているというところが鍵だなというふうに私は思いました。

そこで、前の議会でも猿渡議員から紹介されまして、私も一緒に長野県に行きましたけれども、大分県の国保と後期高齢者を合算した医療費、1人当たり医療費が59万円、非常に全国的には高いレベルなのですが、長野県はそれが46万4,000円というふうに随分安いのですよね。それは一朝一夕でできたのではない。昭和20年代から営々と健康推進員、宇佐市でやっているような健康推進員制度というのをつくりながら営々と努力した結果、そういう状況になっている。いわゆる健康寿命も日本一、医療費は安い、そういう経験が紹介されたと思いますが、きょう、野上議員が包括支援センター、直営で1カ所はやらどうかという提起があつて、皆さん方は、ぜひそういうことを検討したいというような御答弁がありました。

私も、この包括支援センターの制度が、発足当時から直営化ということを要望してきたのですが、考えておりませんという答弁でありましたね。随分皆さん方の認識も深まったのだなということを改めて思ったのでありますが、包括支援センターはそもそもどういうことをやるのかというと、ケアプランをつくったりというのは一部であつて、地域全体を視野に入れて医療とも、介護とも連携しながら予防もするし、いろんな地域全体のマネジメントをやっていく。当然そこには専門家もいるわけですね。そういうものですよ。ですから、そういう地域全体を医療との連携、予防をやる、そういう事業は、はっきり言って直営でしかできぬのではないか、民間に任せてできるものではない、私はそう思うのです。思うのですが、これまではそういうことはされませんでした。何とか私どもの意見も入れていただいて、施設の中から外に出た、また人員も補強された、こういう点は評価をしなければいけないと思うのですが、きょうの野上議員の提起を受けて本格的にこの包括支援センターというものが、本来の目的に向かって機能するようにね。そのときに、では社協は何をしているのか。その社協と包括支援センターとの調整も必要ですよ。

この間、社協の地域社協の会にも参加させていただいたのですけれども、社協というのはそういう地域にも、全部の地域にそういう組織があるわけでしょう。それで、そういう意味では本当にしっかりした組織があるわけです。それが本当に連携ができて、包括支援センターなどと連携ができて生きているか、成果を上げているかという点からもう一回やっぱりその辺の見直しをしていく必要があるなというふうに思うのですが、宇佐市や、あるいは長野県などの先進的な事例を研究しながら、やっぱり専門家の力を借りるとするのは当然必要だと思うのです。ただ何かすればいいというものではない。やっぱり効果のある取り組みをしなければいけませんので、ですから、大分県内の大学にそういう研究されているようなところがあるのかどうか知りませんが、安心院町は福岡大学との提携ということで成功したということでもあります、そういう問題も考えなければ、観光のプ

ロを養成しろというお話がありましたが、この福祉の分野でもやっぱり本当に科学的な手法というものが必要だし、本当にプロが必要だというふうに思います。

最後にもう1つ。そういうことをやるためには、例えば保健師さん、これも猿渡議員が6月に言ったのですが、長野県は、人口10万人当たり69.5人の保健師が配置されている。昭和20年代から保健師さんが地域に入っているいろんなことを、減塩運動に取り組んだり、いろんなことを取り組んだりしながら今日に至っているわけです。全国平均は、10万人当たり37.1人、別府市は、人口12万人に23人ということですから、全国平均にも行っていないわけです。やっぱり地域で直営の包括支援センターの中で、保健師さんが地域で活動する。それこそボランティアと協力しながらやっていくというようなことができていったら成果が上がってくるな。これはもちろん一朝一夕にはいきませんが、認知症対策にもなるし、医療費を抑える成果も上がるのではないかと。来年度以降、ちょっと本格的なそういう取り組みをしていただきたいというふうに考えておりますが、いかがでしょうか。

○福祉保健部長兼福祉事務所長（湊 博秋君） お答えをさせていただきます。

いろんな提言、まことにありがとうございました。保健師の問題についても、包括支援センターの問題についても、今後いろんなところの事例を参考にしながら前向きに研究をしていきたいと考えております。

○議長（吉富英三郎君） 休憩いたします。

午前11時51分 休憩

午後1時00分 再開

○副議長（穴井宏二君） 再開いたします。

○14番（黒木愛一郎君） まずは質問の前に、当初11月25日一般質問の締め切り、通告締め切り、12月10日から質問という予定が、急遽選挙ということで通告締め切りが11月20日、一般質問がきのうから、2日ですね。その間、祭日もあり、連休があり、土日があり、職員の皆様方にはいろいろと打ち合わせ段階で本当に大変だったなど、この場をお借りしましてお礼を申し上げます。ありがとうございました。

それでは、質問に入らせていただきます。

私の後が、同じ創政会の手束議員ですので、元気よく頑張っていきたいと思います。

まず通告に従いまして、総合型スポーツクラブ、地域とのかかわりということでこの総合型スポーツクラブ、これは本当にやっていて地域とのつながりの中でいろんなお年寄りから子どもまで、やっていてよかったなという思いでちょっと通告をさせていただきました。

私ども西校区、まず平成18年、準備委員会ということでこの総合型スポーツクラブが立ち上がり、平成20年3月に設立した。それから本格的に総合型スポーツクラブが進み出したところでございます。本当にこの総合型スポーツクラブ、当初中学校単位に一つというような文科省の理念だったと思いますけれども、何せ私たちのほうに話が来たのは、やっぱり小学校でみたいな感じで来たものですから、小さいながらも身の丈に合った取り組みをしようという思いで立ち上げていきました。やはりいろんな問題点もあり、難しいなというところも多々ありました。

そこで、担当課にお聞きしたいのですが、この総合型スポーツクラブ、別府市で現在幾つ設立し、どのような目的で展開しているのか。よろしく願いいたします。

○スポーツ健康課長（溝部敏郎君） お答えいたします。

現在、市内では5つのクラブが活動し、とし1月現在738名の会員が登録しています。誰もがそれぞれの体力や年齢、興味、目的に応じて、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツに親しむことを目的として、住民が主体的に地域のニーズに合ったスポーツ環境を

形成しています。

- 14番（黒木愛一郎君） 今、別府市で5つ、これは南校区のあさみ川クラブ、また南立石校区の南立（なんたつ）エンジョイ倶楽部、また大平山校区の大平山湯の街クラブですね、それと亀川のほくぶスポーツクラブ。私たちもこの総合型スポーツクラブ、西小学校でやり始め、西小学校のスローガンが「にこにこしんけん」ということで「にこしんクラブ」という名前をつけて活動をしてまいりました。

その私たちも、当初の目的がやっぱり中学校単位ということで人数をふやすことがという思いから、西小学校、青山小学校の統合、これが円滑に進みながら人をふやしていけばいいのかなという思いで、地域の起爆剤になればいいのかなということで立ち上げた次第でございますけれども、やはりこれは地域で子ども、お年寄りをみんなで見る。その中で、だんだん進めていく中で今まで既存のスポーツクラブ、体育協会があったときには別にお金なんか要らないのですね。ところがクラブを立ち上げてやっていく上では、やはり自主財源、要するに年間幾らで、地域のみんなでこういうスポーツに参加しましょうということから、なかなか難しいところがあるのかな。これは会員数をふやしていく上で本当に大変な思いでやってきました。

そこで、この総合型スポーツクラブは地域のコミュニティーのつながりには絶対に役に立つと思っておりますけれども、現在どのような活動が各クラブでされているのでしょうか。よろしくお願いします。

- スポーツ健康課長（溝部敏郎君） お答えいたします。

各種スポーツ教室を初め年に数回は住民参加型のスポーツ大会を通じて住民の健康増進を図るとともに、季節に応じた文化活動、例えば音頭大会や餅つき大会、地域の実情に合わせた3世代交流大会や、障がいのある方々とのスポーツ交流なども行い、住民相互のつながりを深める取り組みをされています。

- 14番（黒木愛一郎君） そうですね、やはりスポーツ教室、これはお年寄りの健康のために、また住民参加型のスポーツというのは、今まで本当に体育協会でやっていたことをそのまま引き継いでやっております。また、このつながりという中でやはりスポーツというのは、ある程度の年齢層が決まるのですけれども、これはやはり私たちは文化活動、文化活動というのは音頭大会、餅つき、ということで少しでも地域に人が集まってもらえることを心がけながらやっております。

先ほどもちょっと言いましたけれども、会員をふやすことがまず第一なのですね。ところが、やはり私たち西校区の範囲の中では少子高齢化というのは、お年寄りがすごく多いところで、お年寄りが少しでも元気でいてもらうために「お願いします」と言いながら、なかなか正直な話、会員をふやすことが難しいというところがありました。

そこで、私たちも自主財源をつくっていくために、小学校とやっていたふれあい運動会の広告とか、それで餅つきをやり始めたのです。餅つきは一応私たちも2回やっておるのですけれども、この餅つきでつき上がったやつを町民の皆様方に、地域の皆さん方に買っていただくということで、少しずつ財源がたまってきたところでございますけれども、本当にやっぱりこういう地域の餅つきというのは、私たちが小さいころ、餅つき、その現場に行くと、おじちゃんたちからつきたてをいただいた。何かそういう思い出があって、私も西小学校でやるのですけれども、そういう子どもたちに自分たちがよかったなということを少しでも味わわせてあげたい。子どもたちにしょうゆを持ってこいと、ただそれだけ言って、やりながら少しずつ地域がよくなってきつつあるのかな。だんだん入れば入るほど、やっぱりこの総合型スポーツクラブというのはいいことだなと思っております。

そこで、この総合型スポーツクラブに対して別府市として、先々はどのようなふうな思いで進んでいこうと思っているのでしょうか。よろしくお願いします。

○教育次長（豊永健司君） 答えいたします。

将来の展望といたしましては、既存のクラブの会員獲得に対するバックアップや、新たなクラブの創設支援はもとより、5つのクラブがお互いに情報を共有し、人が行き来し、物の貸し借りができるような組織づくりを進める必要があると考えております。また、市内の各小中学校におきましては、来年度以降、コミュニティ・スクールが順次完全実施をしていきます。このような中で総合型地域スポーツクラブの地域に根差した活動内容を見ましても、今後、学校や地域からこのクラブに対する要請は高まるものと考えております。さらに、福祉や防災の拠点として中核になり得る可能性を潜在していることから、関係者の意見を聞きながら、スポーツを核とした豊かな地域コミュニティの創造についての方向性を検討していきたいと考えております。

○14番（黒木愛一郎君） ありがとうございます。今、次長が言いましたけれども、コミュニティ・スクール、本当にそういうことも考えたときに、この私たちも地域で子どもたちのために少しでも、先ほど言いましたけれども、ふれあい運動会とか、そういうことをやりながら活動し、またいい方向で行っているのかなと思っております。今後も別府市が少しでもいいことはやっていったらいいのになという思いがありますので、やっぱり進めていってほしいと思います。

また、これは11月23日に、大分県のスポーツクラブの交流大会がありました。県内から大体700名近い参加者があり、ニュースポーツ、いろんなスポーツをやって、そこでこれはいいな、これはうちにはいいなという思いがあったら、ちょっとやってみようかとかいうことで交流を深めてまいりました。大分県のこのスポーツクラブというのは、他県から比べると積極的な活動や交流がすごく評価されておるといってお話をされておりましたけれども、この別府市においてもやはりそういう交流、各クラブ間の情報交換とか、どういう種目をやっているとか、そういうことの交流を考えながら、本当にいい方向でクラブが立ち上げていけばありがたいなと思っております。また、これは今後、スポーツ健康課の取り組みに期待したいと思っております。

そこで教育長、これ、西小学校、私どもの。これ、申しわけないけれども、民間校長先生になったのですね。本当に今まで正直な話、校長先生とか教頭先生は少し出てきてくれていたのですけれども、先生というのはなかなか出てこなかった。ところが、この近年、本当にいろんな行事に先生たちが出てきてくれた。私は、本当にそういうことが子どもたちを、学校だけではなくてそういう場でも先生たちは本当に参加して地域の人たちとやはり顔を見せながらやっていくことが大事だなと思っておりますので、追加してちょっと教育長にお話ししました。

以上でこの項については、質問を終わらせていただきます。

次に、防災対策について。西モデル地区防災訓練についてです。

これは、本当に東日本大震災から来年4年です。だんだんと風化される中で私たち西校区、9町あるのですけれども、結構防災士の方々が資格を取り、ふえてまいりました。そこで、支部長の平石会長を中心とした防災士会議というのを結成し、本当に日ごろから防災減災の話で各自治会でこういうことをやっている、ああいうことをやっているという話をやっておりました。ことしの5月にその平石支部長から、今年度、西地区でモデル地区防災訓練を行うということが決まり、私たちもどこかでやっぱりこういう訓練をするべきだと思っておりましたので、これはいいことだなという思いで、みんなで協力して参加しよう。これは5カ月ぐらい西地区の9町の自治会長、また防災士、また危機管理課の職員さん、また消防の方々、また警察の方々が集まっておいただき、夜五、六回の事前会議をし、訓練の準備、いろんな意見を出す中で、何せ初めてのことでですから、いろんな思いで話し合いをしてきたところでございます。

当初その参加見込みというのが、大体 700 名ぐらい来たら本当にいいのかな。やはり先ほど言いましたように、西校区というのは少子高齢化ですから、なかなか、そういう訓練が大事なのですけれども、出てきてくれる人数ということで、どうしてもそういうところが心配になってきておりましたが、いざふたをあけてみますと、当日、天気の心配もあったのですけれども、お年寄りの方々から子どもを含めて、また関係者も当然含めてですけれども、1,005 人という参加をいただきました。本当によかったなとみんなで話し合ったところでございます。

また、訓練を通して住民の人たちから、本当によかったなという声、また子どもさんたちがたくさん来ていて、いろんな訓練をするのが楽しかった。これはやっぱり子どもさんが楽しむというのは、これからいろんなことを覚えていくわけですから、よかったなという思いであり、また防災を考えるきっかけになったという声をいただきました。また、その後に炊き出し。炊き出しも本当に、炊き出し班というのをつくってよかったな、おいしかったなという声をいただき、本当にやってよかったなということが実感されました。

その防災士としての準備等は、本当に大変でした。大変だったのだけれども、いざ終わってみると、住民の防災意識の高さ、また地域のきずなというのを実感することができました。本当に御協力いただきました職員の皆さん、関係者の皆様方に、この場をお借りしましてお礼を申し上げます。ありがとうございました。

そこで、我々防災士がいろんな事前の話の中で、当然集まるのは男ばかりです。13 人西校区はいるのですけれども、その中で男目線ばかりの話ということが出まして、やはり女性も要るのではないかと、女性目線で小さなことまで気づくことも大事ではないかという話になりました。

そこで、現在市が養成している防災士のうち、女性防災士というのは何人いるのか。また、女性防災士に対する考えをお聞かせください。お願いします。

○危機管理課長（月輪利生君） お答えいたします。

市が養成した防災士のうち、平成 26 年 10 月末現在在籍しております防災士の合計は 204 名です。そのうち男性が 191 名、女性が 13 名となっております。本市では、黒木議員さんがおっしゃいましたとおり、女性目線で防災士も必要と考え、今年度から各自治会の募集枠の中で新たに女性枠を設け、各自治会で最低 1 人は女性の防災士を育成していただくようお願いいたしました。そうしたところ、今年度防災士養成研修の申請者 38 名中 23 名の女性が自治会から推薦されまして、先月 11 月 15、16 日の 2 日間、防災士養成研修を受け、見事全員が合格いたしました。これにより防災士は総勢 36 名となり、全体の約 15%を占めることとなりました。

ちなみに、西地区ではまだ、議員さんがおっしゃったとおり女性防災士さんはいらっしゃいませんので、来年度以降、議員さんの働きかけをお願いして女性防災士も推薦していただきたいと考えております。

○14 番（黒木愛一郎君） そうですね、各自治会で最低 1 人、西校区はいないということで、本当にそういう目線で、女性目線でやはり小さなことまで気づくためにも、我々もいろいろと声かけしながら、ぜひ女性防災士をつくっていきたいと思っております。

また、その防災訓練の中で炊き出し、豚汁とおにぎりの炊き出し訓練というのがありました。そのときにどうしても食材費とか光熱費とか、訓練を行う。それは全て自治会の持ち出しです。このうちの半分は連合防災協議会が負担してくれるとあって、本当にその半分でもありがたかったのですけれども、ここでその連合防災協議会というのはどういうものか、ちょっとお願いいたします。

○危機管理課長（月輪利生君） お答えいたします。

この別府市連合防災協議会というのは、市内に 145 の自治会内全てにある自主防災会の

集合の総称であります。この別府市連合防災協議会は、「自分たちの町は自分たちで守る」を基本理念に昭和 60 年に結成され、今年度 30 年目を迎えるため、ことしの 7 月に 30 周年の記念式典を開催したところであります。145 の自主防災会のうち、大多数の町が自治委員と自主防災会長、自治会長を兼任されております。市からは、連合防災協議会への補助金として毎年 68 万円が支出されております。

- 14 番（黒木愛一郎君） 今、防災協議会に 68 万円。ちょっとその中の内訳とかいうことで記念品とか消耗品とか、そういう炊き出しとか、その金額が 68 万円ということですけども、訓練のそういう補助というのに対して、次はどこであるかわかりませんよね、年に 1 回ということですので。私たちも大変でしたのですけれども、少しでも次の地域の負担を軽くしてあげることも大事ではないかな、私どもはすごく感じました。

そこで、半分とか言わずにもう少し出すことはできないのでしょうか。お願いいたします。

- 危機管理課長（月輪利生君） お答えいたします。

今、議員御提案のモデル地区防災訓練の炊き出し等にかかる費用の補助分でございますが、これにつきましては、連合防災協議会の議決事項となりますので、来年度に向けて会長以下役員の方にも諮って、その増額分についても協議してまいりたいと思っております。

- 14 番（黒木愛一郎君） 本当に、できれば少しでもそういうところの訓練をするわけですから、応援してあげることがありがたいなと思っております。

また、私たちが防災士の集まりでいつも話しているのは、今回の訓練でもバケツとか車椅子、タンカーという救助用の資機材ですね、やはり私たちも自分たちで小さなものは少しずつそろえております。ただ、やはりなかなかそれが全てそろえるというのは、正直、単価的にもちょっとお値段がするものもあり大変だなと。だから、全て補助せよと言うのではないのです。少しでもいい。私たちも行政の思いということをお願いしたいと思うのですけれども、今後検討することはできないのでしょうか。お願いします。

- 企画部長（釜堀秀樹君） お答えします。

黒木議員には、西校区のモデル防災訓練を通じまして、防災のコミュニティーの形成に積極的に参加していただき、大変ありがとうございます。

さて、先ほどの質問でございますけれども、確かに阪神淡路大震災の際、要救助者の 8 割以上を助けたのは近隣住民でございます。また、先般の長野県の北部地震の白馬村は、住宅が 27 棟全壊するという大きな被害でございましたけれども、幸いにも犠牲者は一人もいなかったということでございます。これもふだんからの地域住民の高い防災意識と防災に対する準備、訓練だったからだと思っております。

本市におきましても、自主防災会による日ごろからの地域での防災活動が、災害が発生した場合の減災に大きくつながるものと考えております。そのためには、一定程度の資機材が必要ではないかということは認識しております。

今後、他市の補助制度等も参考にしながら、本市にとってどのような形が適しているのかも含めて、早急に検討していきたいというふうに考えております。

- 14 番（黒木愛一郎君） そうですね、本当に私たちも防災士としていろいろ話せば話すほど、これもあったらいい、あれもあったらいいと、やはり地域住民のやっぱり安全・安心ですので、検討を、これからも前向きなことでお願いしたい。

今、本当に長野県北部の白馬村のお話がありました。私もここで一番思ったのは、あれだけの、今、部長が言いましたように、27 の家が崩壊し、だけれども、死者もゼロで本当にすごいなと。

そこで、ちょっと新聞にも、何がすごいのかなと思って、いろいろと書いていたのですけれども、住民は自分の携帯番号が変わったときなどには必ず区長に連絡する。これは何

か、個人情報ですね。もちろん自分たちは小さな村だからできるのだと言いながらも、やはりその個人情報の壁というのを越えているわけですね。これは私たち光町、本来に来年1月13日で5年目になるのですけれども、やっぱり被災者の支援とか、いろんな面に対してこの個人情報の壁というのが本当にあって、なかなかやっぱり大変だなと思っておりました。でも、やっぱりこういうことを、私たちも少しずつでもいいから越えて頑張っていきたいなと思っております。

また、今回この危機管理課、私たちもいろいろと、別府は本当に自然災害が少ないところで、台風が来ても案外それたり、今のところ地震も噴火もということで、いろいろ今、阿蘇山も噴火して結構心配はあるのかなと思っておりますけれども、本当、ことし、去年もそうなのですけれども、台風のときに危機管理課からぱっとファックスがくるわけですね、どこどこで避難場所を立ち上げましたと。本当、これは私、立ち上がって西小学校を見に行ったら、職員さんがやっぱり来て、いてくれるんですね。解除するまで交代でやる。

市長、これは僕、すごくいいこと。本当、これ、今まで僕は市長を余りほめたことはないのだけれども、これは本当にいいと思うのですよ。これこそ本当に自信を持って、いいことを私は、皆様方の安全・安心をやったのだと、僕は思います。本当にいつも気難しい顔をしている市長が、もう引退するわけですから、これからはにこっと笑って、ちょっと余裕を持って、私も心から本当にお疲れさん。もちろん来年の3月議会もありますけれども、お体に気をつけて頑張ってもらいたいと思っております。

そう言いまして、この項を終わらせていただきます。

次に、温泉行政。きょうの質問は、大体校区のつながりとかいう面で話したかったのですけれども、ちょっと砂湯。これ、砂湯はすごく今多くなったと聞いたものですから、ちょっと取り入れたのですけれども、砂湯の当然竹瓦もあり、海浜砂湯。今回、海浜砂湯のあのすばらしいロケーションの中で利用者がふえたということを聞いたものですから、最近のその利用状況というのをお願いします。

○温泉課長（宮崎 徹君） お答えいたします。

別府海浜砂湯の利用者数は、平成25年度実績で4万5,047人となっており、対前年度比9,906人の増、率にして28.19%増となっており、温泉課が所管している市営温泉の中で最も伸び率の高い施設となっております。

○14番（黒木愛一郎君） そうですね、今話を聞くと4万5,000人。七、八年前ですか、大体3万人ぐらいだったのかなというちょっと記憶があるのですけれども、それから私も砂湯がどのくらいいいとかいうのは余り聞いていなかったのですけれども、あの2面の中で本当にすごいなと。これは私たちも砂湯となると指宿なのですね。やはり指宿に私たちも何回か視察に行きまして、あそこは10面ある。30万人ぐらいの人が来る。私は、いつも日本一の別府、「こんな片田舎」と言ったら指宿の人に失礼ですけれども、九州の端に30万人の人が来る。ここで泊める。ここにつくればという思いで本当に早いなという思いがちょっとあったのですけれども、やはり別府海浜砂湯はロケーション、また砂かけの接客というのは結構充実しているのかなと思っておりますが、何せ施設の規模、駐車場の狭さというのがどうしても気になるのですけれども、この施設整備についてはどのような考えか。また、先ほどちょっと利用率がものすごく伸びたということに対する要因は何か、わかればお願いいたします。

○温泉課長（宮崎 徹君） お答えをいたします。

議員御指摘のとおり砂湯は2面しかなく、しかもお湯を張って砂を温めながら交互に入浴するため、お客様をお待たせすることがございます。駐車場につきましても、連休などは国道10号に交通渋滞が発生することもございます。そのため、今年度駐車場の樹木の移植と路盤の整備工事を行い、以前よりも駐車しやすいように改善したところでござい

ます。また、入浴までの待ち時間対策として、空調の完備された美術館を無料で利用できるよう教育委員会と連携をし、対応を講じております。

次に、利用者がふえた要因でございます。やはり一番上げられるのは、議員も御承知のとおり現場を担当する砂かけさんのリーダーを初め各スタッフの、利用者へのサービスの基本でありますおもてなしの心を第一に考え、業務を行っていただいているところにあると思っております。温泉課として大変感謝をしております。

- 14番（黒木愛一郎君）　そうですね、待ち時間にやはり少しでも施設、美術館があるならば利用してもらおうとか、また、私も現場に行ってみて、本当にきれいになっております。ただただ悲しいかな、まだまだですね。やはり私も昔、ゴールデンウィークのときにちょっとお手伝いしに行ったこともありますけれども、やはりそういう利用者に対してなかなか難しい問題とは思いますが、そこをこれから先また考えながらやってもらいたいと思います。

また、先ほど利用者がふえた、リーダーの方を初めスタッフの皆さん方の努力。私も本当にリーダーの方、井村節子さん、マイスター1号ですね、いろんなお話をやっぱり聞きます。本当にやっぱりあれだけ砂湯が有名になり、テレビに映り、お客さんもふえ、そのときに本当にいい接客、これは私も議員になる前、お茶屋をやっておりましたので、本当にお客さんにまた来てもらうための例えば砂かけ、手を添え、会話をしながら本当にやっているのですね。やっぱりこれが本当のおもてなしの心だな。出た後、必ずお客さんがみんな何と言うか、「ありがとう」と言うんですね。そうなのですね、やっぱり「ありがとう」と言ってくれるということはリピーターなんです。また来てくれるのです。気持ちがいいのです。だから、やっぱりそういう面で私はこの人、砂かけさんの井村さんが頑張る、だからスタッフも同じ砂かけさんも一生懸命頑張るのですね。こういうのがやっぱり、もちろんこれだけとは言いませんけれども、人は伸びていく。これはやっぱり、観光地としての現場を本当に預かる人の一番大事なことでないかなと思っております。

また、指定管理者のおかげで、「おかげ」と言ったら悪いのかな、総合振興センターがやっぱり前と違うのですね。やっぱりそういう現場の人たちのスタッフさんの気持ちも考え、いろんな話を聞いてくれ出した。ここがやっぱり意識改革なのですね。今まで市の下において、もうそのままぱっといったのが、やはり一回指定管理を外されて、またやりかえたときに職員さん、その総合振興センターの意識改革ではないかな。本当にいい意味で変わっていく。これが本当に別府観光、これから大事なお客さんが少しでも来てもらうためのいい方向かなと思っております。

また、その施設もトイレとか休憩室とか、本当に小さいのですね。だから、私は本当に鹿児島県の指宿に行って、砂楽という大きな建物、休憩所。だから、別府も2面ではなくて10面ぐらいして美術館、大変悪いのですけれども、お客さんがいながらここをどうにかするのか。また、テルマスがなかなか生きていない中で、あそこに本当、的ヶ浜公園を道の駅にし、テルマスを砂湯にするぐらいなことをやったら、それはもう僕は、日本一の別府ですから、本当にお客さんもたくさん来ると思います。これはもう私の思いばかりを言っただけで大変申しわけないのですけれども、これからは施設に対する思いをやっていってもらえればありがたいと思っております。

次に、給湯についてという中で、きのう、森山議員がいろいろと給湯の古い管を廃止するのだということで言われておりました。これはちょっと1つだけ聞きたいのですけれども、私たちのやっぱり校区の中で時々お湯が濁ったり、湯量が少ないとかいう声が聞かれるのですけれども、これは給湯管とは関係ないか、ちょっとお願いします。

- 温泉課長（宮崎 徹君）　お答えをいたします。

給湯管は、計画的に布設がえを行っておりますので、老朽化が直接の原因ではござい

せん。お湯の濁りの主な原因といたしましては、各泉源において温泉貯湯槽からの湯量等の管理を給湯バルブにより調整を行っております。この調整時に温泉の流速の変化により給湯管内に付着した「スケール」と呼ばれる温泉の成分でございます、これが流れ出してしまうためであります。

- 14 番（黒木愛一郎君） 何か先ほどの質問の中で……、（発言する者あり）お湯の量が少ないと今ちょっと指摘されましたので。

給湯管のせいではないということがわかりました。ただ、これはやっぱり給湯管というのは古いと、私がちょっと思うのに、地震が来たときに、やはり水道水というのは人の命ですけれども、温泉というのは、別府観光の命なのですね。だから、そういうところを、古くなれば少しでも早く対応しながら整備を行っていつてもらいたいと思います。

共同温泉についてちょっとお聞きしたいのですけれども、私たちの地域の共同温泉、本当に水道局の料金を見直す、半額になる。これは、もう本当に市有区営温泉にとってはありがたい。もう本当に今、市有区営温泉がなかなか厳しい中で、これはありがたいなと思いました。この共同温泉の厳しい中で行政としてはほかにどのような対策というか、考えているのか。お願いいたします。

- 温泉課長（宮崎 徹君） お答えをいたします。

温泉課のほうでは、区営温泉に対する施設改修のための貸付金制度を設けており、今年度10月から貸し付け限度額の拡充と貸し付け利率などの条件を緩和し、以前よりも利用しやすい制度といたしました。

- 14 番（黒木愛一郎君） 貸し付け制度、また水道料という行政としての、本当にありがたく思っております。ただ、私も何でもかんでも行政にお願いするのではなくて、私、自分のところで申しわけないのですけれども、此花温泉、私たちも本当にやっていけなくて、少子高齢化の中で子どもが入りやすすくない、言い方は悪いんですけれども、お年寄りの方もだんだん減っていくという中で、市有区営温泉をどうにかして赤字にしないためにどうしたらいいのかという話し合いをした中で、番台をなくしました。番台をなくしたら、人件費がすごく、人件費というのがやっぱり一番大きなネックになっておりました。そこで私たちもいろいろと皆さんでやっぱり話し合いながら、まず番台をなくしたらただで入る人がおるのではないかと、いろんな問題がありましたけれども、いざやってみた。そうしたら、おかげで私たち光町、火事になったときに、やはり市のほうからも温泉、公民館、貸し付けでお借りしました。ただそのときに自己資金というのができていますね。これは私は偉そうに言うのではないのですけれども、やはりほかのところも大変だ大変だということもわかるのですけれども、自分たちでできることはやっぱりやっていく。こういうことももちろん課長がそれを地域にお願いしますとか、なかなか言えないかもしれませんが、やっぱりそういう考えも各自治会が、市有区営温泉があるところ、持ってもらい、また1階がお風呂、2階が公民館というのは、これは本当に別府だけの文化ですので、やはり各自治会もそういうことで考えながら頑張っていってもらいたい。

また、この温泉に関しては、本当、別府市には常に温泉に感謝ということで思ってもらえればありがたいなと思っています。

この質問は終わります。

次は、民生委員さんについてということで、最後にちょっと、最後の質問の職員の意識改革というのにちょっと入りたいものですから、これは、民生委員さんがどこも少ないのですね、なり手が少ないのですよ。これはもういつも質問でわかっていると思います。やはり民生委員さんというのは、いろんな方に私たちもお話を聞いた中で、これはボランティアというのはわかるのです。そうなのです、昔はボランティア。ところが、今はなかなかそういうことが、地域のつながりというのが少なくなっているのが、これは事実なので

す。なかなか手がない。また、今 65 歳までいろんな仕事をしている人が多いとか、また仕事を持って民生委員さんを見ると、仕事量が多いものですから、もう大変だということも本当に聞きます。これは国、県の施策ですから、何がするかといっても、いつも恐らく返ってくる答えは、それ以上は踏み込めない答えだと思います。

また、その民生委員さんのお年寄りに対する、これ、民生委員さんの数というのは人口、世帯数で決めていますよね。だから、やはりお年寄りの多いところには考えていかないと、お年寄りが多い、一人でやる、手が届かないのですね。本当に一人一人の独居老人に対して届いていないところが多いのです。やっぱりそういうことも考えたりとか、また手当の問題にもなりますが、もう少し、これだけの大変な仕事量、いろんな面に民生委員さんというのは携わります。やはりそのところを考えながら、これは市としても何らかの形でしてあげることが大事ではないかなという思いです。これは本当に難しいところがあると思いますけれども、これもやっぱり先ほどの震災の個人情報と一緒に、生活保護の方とかいろいろあって、なかなか私たちも踏み込めないところが本当にあります。私たちの地元も福祉部というのをつくって、福祉協力員という方たちにもお手伝いをさせていただいて、やっぱり少しですけれども、何らかの形の手当を出してあげようという思いで頑張っております。だから、いろんな町内もあると思いますけれども、そういう形で頑張っていて、少しでも民生委員さん、だから、次の総会で民生委員さんがいないとか、これはもう絶対わかっていますよね。もう現場は現場で大変なのです。その現場の気持ちというところも考えながら、本当、私たちも自治会なりに民生委員さんのことに対しては、自分たちも一生懸命やりながら地域のお年寄りのため、子どものためにやっていきたいなと思っております。

これは、本当に大変申しわけございませんけれども、私は言いつ放しで終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

それで、最後ですね、申しわけございません。職員の意識改革ということで、これは、私たち、11 月 19 日からちょっと鎌倉のほうに視察がありました。通告を 18 日までにしなくてはいけないという中で、ぽっと朝、副市長の、職員の意識改革に力を入れるという、これが目についたのです。それで、中を読ませていただきました。本当にやっぱり副市長の今までいろんな中で市の職員なり頑張ってきた中の、自分が今度は市長に次ぐナンバーツーという立場から職員さんを見たときのいろんな思いというのをやっぱり書いているのです。本当に本文を読んだら長くなりますので……。『理想の市役所を語る、口調は熱っぽく、若き日の一本気な性格』。やっぱり答弁を聞いていても、副市長、しっかりしているなというふうに本当に思いますよ。（「ほめ殺しだ」と呼ぶ者あり）いやいや、それはもう、ほめ殺しだろうが何だろうが本当のこと。私はうそはつきません。

やはり住民のために何ができるかとかいろんな思いがあると思いますけれども、副市長の考える意識改革というのはどういうものでしょうか。

○副市長（中尾 薫君） ありがとうございます。新聞記事は、ちょっと余りにもほめ殺しではないか、「よいしょ」のし過ぎではないかなと思っています。写真は非常に気にしていたのですけれども、記事の内容はほとんど余り気にしていませんでしたので。

私は、職員の、部課長さんが集まったときにいつも言うのですけれども、組織というのは、目的に向かって共同する人の集まりであります。目的というのは何かというと、地域住民の幸せにほかなりません。職員のほうから見ると、私は職員一人一人が大切です、みんな財産ですから。職員のほうを見ると、職員は仕事を通じて立派に育ってほしいと思っています。だから、私らの共通言語というのは仕事です。コミュニケーションやチームワークを言うのも、目的に向かって進むための手段であります。その目的が、現在地域の幸せというのが、多くの議員さんから指摘されているように違った形、社会環境の変化等で違っ

た形で来ます。だから、そういう部分を捉えると、私は意識改革というほどのものではないのですが、職員は、地域の住民の幸せを考えるという原点を忘れず、社会情勢は変化しています。社会情勢の変化に対応できるように、逆に言えば地域住民の幸せのためには自分の枠を壊すぐらいの覚悟を持ってやっていく職員が、職員像としては理想だと思っていますし、私自身もそうありたいというふうに願っています。

- 14番（黒木愛一郎君） 今、本当に副市長の思い、原点を忘れずにという中で、本当に副市長のような職員、皆さん、頑張ってやってください。本当にやはり私はごまをするでもなく、やはり職員さんの今いろんな問題があります。今言っていましたけれども、やっぱり仕事の中で、昔と今という、ちょっと世代が違ってくると市民の方々のいろんな要望とか、中でいろんな問題というのは絶対出てくると思います。だから、やはりそういうところもいろんな問題点にいかに対応していくかということを経験者に少しでも教えながらやっていってもらえればありがたいなと思っております。

また、先ほどちょっと言いましたけれども、副市長、この中の「理想の市役所」というものは、副市長、理想の市役所をつくっていききたいとありますけれども、どういうことなのでしょう。

- 副市長（中尾 薫君） これはまた大きな問題でございますが、ちょっと話がずれるかわかりませんが、5月以降、総務部長の肝いりで部長さんたち全員で毎週月曜日に市役所の周りを早朝掃除しております。これについては私も教育長も一兵卒として部長の指示に従ってやっております。そういうふうに考えていると、私ひとりでやるとなったら、すぐ飽きて嫌になってやめると思います。これは、みんな仲間がいるからできるのだというふうに思います。私の考える理想の市役所というのは、今さっき言った目的に向かって共同していくという意識を、また考えを持つ人の集まりであって、それを支える仲間がいて、そういうふうなものが組織上の風土や伝統になっているところでございます。ぜひそういうものを、なかなか難しいにしても、そういうものをつくるのを目指していきたいと思っています。

- 14番（黒木愛一郎君） 本当に副市長の先ほどからのお話、職員さんにやはり今後別府市の職員として、こうあってほしい、こうあるべきだという熱い思いというのは、本当にわかりました。

ただ、私はいつも、もちろん仕事というのは先ほど言っていましたけれども、大事だということを言っているのですけれども、やはり私たち自治会において、私がいつも言っているのは、市の職員が地域に出てきてくれないのかな。これを本当に思うのです。私は、これが一番の住民サービスという思いが強いのです。なぜかと言ったら、私たちもいろいろ職員さんと知り合って、一般の人から「公務員は何も仕事せぬでから金だけもらって」とか、「ボーナスがある」とか、よく耳にします。そういうことを言われたいがためにもやはり出て行って、私のところの町内でも建設部の若い方が今います。本当に防災資格も取っていて、一緒にやっている。みんなから、市の職員さんはありがたいなという言葉が出てくるのですよ。だから、そのためにも、地域に出ていくためにも担当課としては何か取り組みというのがあれば、お願いいたします。

- 副市長（中尾 薫君） お答えいたします。

目的の中でと言ったのは、地域の課題です。地域の課題は、やはり現場に出て人の意見を聞いて、知識と、それから行動に移すことが必要だというふうに私は思っています。パソコンの中には解決策はありません。地域の中に入る、自治会の管理もそうですが、そういう部分については、先月、人事担当課のほうでアンケートをとって、どういう状況にあるかというものを集約しております。行政経営会議、部長会の集まりですけれども、これも市長の指示でもありますが、その状況を踏まえて今後どうしていくかというのを、各部

○3番（手束貴裕君）　そうですね、本当に携帯ゲーム機、スマートフォンを1日2時間以上使っている6年生32.6%、それから中学校3年生で33.9%、それからメール、インターネット、携帯電話を利用している6年生7.1%、中学3年生が29.3%ということでありますから、非常に多い数だなというふうに思っております。

また、これの問題点は、学年が上がるにつれて数字がふえているということが、私は大きな問題であるというふうに思っておりますし、当然中学校3年生というのは、後でまた質問、お話しさせていただきますが、受験を控えているわけでありまして、少しでも学習時間をとるべきだということではありますが、残念ながら今中学校1年生から中学校3年生に学年が上がるにつれて家庭学習時間というのは、どんどん右肩下がりに下がっているということでもありますから、これはしっかりと私は対策をとっていかねばならないと思っています。

この問題は当然ながら、当初申し上げましたが、学校だけの問題ではございません。家庭の問題というものが、私は一番大きいと思っております。特に生活リズムを整えていくということに関しては、学校から家庭にしっかりと連携をとって働きかけをしていくということが重要だというふうに考えておりますけれども、この家庭との連携というものは、教育委員会としてはどのように進めていこうと考えているのか、その考えをお聞かせください。

○学校教育課長（篠田 誠君）　お答えいたします。

児童生徒の生活習慣を整えるためには、家庭との連携は不可欠であります。そこで、児童生徒に対してゲームやインターネットの長時間利用による生活習慣の乱れのリスクを伝え、指導するとともに、保護者に対して正しく利用するための家庭でのルールづくりなどの啓発活動を行っております。

○3番（手束貴裕君）　ぜひ積極的に家庭との連携、呼びかけをお願いしたいなというふうに思っております。

私が今役員でかかわっている中学校では、学校の先生方とお話をして、この携帯電話の取り扱いについてルールを決めたほうがいいのかということで話を今進めているところであります。ただ、あくまでもこれは大人がルールを決めるよりは、子どもたちが今抱えている、子どもたちにしかわからない問題点を、話し合いをさせて意見集約をしてルール決めをしていくほうがいいのかということで、生徒会を中心に今意見集約をしてルール決めを決めていこうかなというふうに思っています。

これ、先週、生徒たちの意見がまとまって、今学校のほうで校長先生、教頭先生を中心に意見集約をしているところでありますが、こういう取り組みをやはり我々保護者も、別府市全体の学校の保護者がこういう取り組みをしていくことが重要であるというふうに思っておりますので、そういう呼びかけもぜひ学校現場から、また教育委員会のほうからしていただきたいということをお願い申し上げて、次に移ります。

次は、学力と家庭学習の質問に移らせていただきますが、以前から申し上げます、子どもたち、児童生徒のことをはかるのは学力だけではかるべきではないのではないかなというふうに思っておりますが、ただ高校それから大学、そういう目的地点がどうしても受験ということになります。そうすると学力というのは、非常にそういう点では重要であるから、その部分はやはりどうしても取り組んでいかないといけない問題であると思います。

それから、最近感じているのは、学力向上委員会などでも見ておりますけれども、どうしても応用力が、応用問題が苦手だなと思っています、別府市の児童生徒は。学力というのは、「まなぶちから」と私は読むほうがいいのではないかなと思うのですが、この学ぶ力が弱まっているのではないかなというふうにも感じております。この学ぶ力を養うため

には、当然今学校は学校でいろんな取り組みをされていると思いますが、これは生活習慣と一緒に、当然家庭と連携をしていかなければならない。家庭での予習復習というものも積極的に取り組む必要があると思っております。

そこでお聞きします。児童生徒の家庭学習時間というのはどのぐらいなのか、お聞かせください。

○学校教育課長（篠田 誠君） お答えいたします。

先ほど申し上げました調査の結果から、小学校6年生の平日の家庭学習時間、これが1時間未満の児童が38.9%であります。また中学校3年生の平日の家庭学習時間が2時間未満の生徒は66.6%となっております。

○3番（手束貴裕君） もう見てのとおりですね。家庭学習時間というのは、非常に短くなっているわけであります。

では、そのような状況を教育委員会としてはどのように考えているのか、考えをお聞かせください。

○学校教育課長（篠田 誠君） お答えいたします。

先ほど申し上げました家庭学習の時間でありまして、それぞれの学年の学習内容を定着させるためには不十分であるというふうに考えております。

○3番（手束貴裕君） そうですね、私も不十分かなというふうに思っております。少しでも早く勉強を終わらせて、勉強というか、多分宿題だけではないかなと思うのですが、終わらせて、自分たちのやりたい携帯電話だったり、インターネットだったり、携帯ゲーム機にすぐ移って遊びたいという気持ちもあるのかなというふうに思っておりますが、それは私の考えでありますけれども、教育委員会として、この要因はどのように考えているのか、考えをお聞かせください。

○学校教育課長（篠田 誠君） お答えいたします。

大きな要因としては、まず学習に対する子ども自身の意欲が低いのではないかと考えております。また、学習をする必要性を子どもたちがまだ十分に感じ切れていないということが上げられると思っております。また、先ほど申し上げました携帯電話、それからスマートフォンの普及や社会全体の生活スタイルの変化も、この状況と無関係ではないと考えております。

○3番（手束貴裕君） 今、課長から御答弁をいただいたように、私も同じ考えでありまして、学習意欲の低下、それから必要性を感じない子どもが多いというのは、やっぱり自分たちの携帯とか携帯ゲーム機で早く遊びたいという思いが先行しているのではないかなというふうに感じているわけであります。便利なものでありますけれども、こういうものが普及することで生活スタイル、生活リズムが乱れているのではないかなというふうに考えております。

では、お聞きいたしますけれども、この状況に対して教育委員会としてはどのようなアプローチをしようと考えているのか、その考えをお聞かせください。

○学校教育課長（篠田 誠君） お答えいたします。

教育委員会では、本年度当初、別府市内の全児童生徒に「家庭学習の手引き」を配布して、家庭学習の啓発に努めております。この今言いました「家庭学習の手引き」には、児童生徒に対して家庭学習とは何か、そして、どのような意義があるのか、そういった説明や基本的な生活習慣に対するアドバイス、さらには学年に応じた学習時間の目安や学習方法の具体例を教科別に取り上げております。これに加えて保護者に対しましても、家庭学習の重要性や意義、また成長に伴って変化する子どもの特徴と、それに対するかかわり方などのアドバイスも添えて、家庭学習への協力をお願いする内容となっております。

学校と家庭が連携協力して、この手引きを家庭での活用を図ることによって家庭学習が

一層充実するよう、学校を指導していきたいと考えております。

- 3番(手束貴裕君) 今後も積極的に啓発、またアプローチをしていただきたいというふうに思っております。

あと、私が学校で役員をして7年目になりますけれども、ずっと感じていることがあります。それは、教育委員会の方々は学校現場を指導する立場であると思います。なかなか学校現場に教育委員会の方々が行って、先生方と問題点の協議を図ったりとかする部分というのは余りないのではないかな。それは非常に強く感じています。

教育委員会の中でお話をしながら、こういうふうな形で別府市の教育については取り組むべきだという話はしたとしても、地域が変わると全然学校の雰囲気も子どもたちの雰囲気も、また保護者の雰囲気も、先生方も全然変わっていると思います。同じ方法をとるにしても、全く学校によっては、このやり方をやって成功してうまくいっている学校もあれば、でも、そのやり方をしてもうまくいっていない学校もやっぱりあると思うのです。一番重要なのは、その学校に合った教育方針というか、進め方だと私は思います。ぜひ教育委員会の教育長を初め課長、次長、ぜひ参事も現場に赴いて現場の声、また現場に行くと保護者もいます。ぜひ声をかけていただいて、保護者も悩んでいるところがたくさんありますので、声を聞いていただいて、今後の教育行政に役立てていただきたいということをお願い申し上げて、次のコミュニティ・スクールに移ります。

コミュニティ・スクールであります。今、学校でコミュニティ・スクール推進委員会が設置をされていると思います。調査研究が進められている中でいろんな意見が今出てきているのではないかなと思いますが、まず、このコミュニティ・スクールの狙いというものは何なのか、もう一度確認のためにお聞きいたします。

- 学校教育課参事(大鳥悦子君) お答えいたします。

コミュニティ・スクールの狙いは、質の高いよりよい学校教育の実現、家庭、地域の教育力の向上、コミュニティづくりへの寄与です。コミュニティ・スクールによる学校運営協議会で学校運営方針を承認するとともに、こんな子どもたちに育てたいという願いを共有します。そして、学校だけでは解決できない課題を学校と地域と家庭が知恵を出し合い解決していく中で、子どものよりよい成長を目指します。

- 3番(手束貴裕君) わかりました。学校だけでは解決できない諸問題について、地域また保護者を交えて学校運営に取り組んでいくために、学校運営協議会を設置するというところで理解をいたしました。

ただ、今でも地域の方々、またPTA活動などでいろんな学校支援をしていたり協力を行っていると思いますけれども、今までの教育活動の応援とどのように違うのかお聞かせください。

- 学校教育課参事(大鳥悦子君) お答えいたします。

コミュニティ・スクールの基本的な考え方は、地域の子どもの地域全体で育てていくために学校、家庭、地域が一緒になって子どもたちのために何ができるかを考え、責任を持って協働していくというものです。例えば保護者や地域の方に対して、学校では挨拶ができるが、地域ではできないという状況があるとします。そこで学校運営協議会で、学校でも地域でも挨拶ができる子どもを育てたいという願いを共有し、いろいろな団体、PTA、小中学校で連携し、地域ぐるみで挨拶運動を広げていきます。そのような取り組みが地域とともにどこでも挨拶ができる子どもを育てていくことにつながると考えております。

- 3番(手束貴裕君) そうですね、そういう活動を推進していくためにコミュニティ・スクールに取り組んでいくということでもあります。ただ、今私も推進委員としてかかわっていますが、今までの取り組みとコミュニティ・スクールの取り組みが、大きくどう違うのかなというところが、なかなかわかりにくいところがあります。

先日、市役所でコミュニティ・スクールの件で多くの方が集まって、今までやってきたことの報告をしたりとか意見交換をしましたが、何か新たに何かをやっていくとか、何かまた新たな事業をしようとかいうようなことで、何かふやしていこう、ふやしていこうばかりになっているように思うのです。それでは余りにも、ただ単に負担感が多く感じる——保護者もそうですけれども——方々も多くいらっしゃるように感じているのです。その辺についてはどのように考えているのか、その考えをお聞かせください。

○学校教育課参事（大鳥悦子君）お答えいたします。

調査研究期間中である現在は、コミュニティ・スクールを導入するに当たって、その理由や目的等を共通理解したり、組織づくりや体制づくりを行ったりしていますので、負担感もあると思われます。しかし、コミュニティ・スクールについて理解を深め実践を重ねていくうちに学校、家庭、地域の連携が進み、子どものよりよい成長が、負担をやりがいに変えていくと思われます。実際に子どものためにと話し合いや取り組みを重ねていくうちに、委員は地域や保護者の方と親しくなり、来てくださってありがたかったという声も聞かれています。また、保護者や地域の方も、活動の後は笑顔で帰られます。少しずつですが、教員、保護者、地域の方の意識が変わりつつあります。

○3番（手束貴裕君） それでは、考えは後でまとめさせていただきます。

進捗状況はどのようになっているのかお聞かせください。

○学校教育課参事（大鳥悦子君）お答えいたします。

平成25年度に小学校4校、中学校3校、計7校が調査研究を開始しました。本年度は、残り16校1園においても、2年間の調査研究を初め、平成28年度には市内全小中学校をコミュニティ・スクールに指定する予定です。7校については、学校運営方針の承認、児童生徒の実態の確認、先進地や先進校からの情報収集やコミュニティ・スクールへの共通理解を行うとともに、子どもたちのために何ができるかを話し合ったり組織づくりを行ったりしています。

○3番（手束貴裕君） では、次に今後の方向性についてお聞かせください。

○学校教育課参事（大鳥悦子君）お答えいたします。

平成28年度には全ての小中学校をコミュニティ・スクールに指定します。委員は地域の関係者、PTA役員、学識経験者等いろいろな組織の方に依頼し、体制を整えていきます。そして、学校の教育目標実現に向けて学校、家庭、地域が協働して取り組んでいく予定です。また、小中連携を意識した中学校区連絡会を開催する中で、目指す子ども像に対する方策等を協議し、実践することで9年間の子育てが見通せるようになりたいと考えております。さらに、別府市全体で連絡会を開催し、互いの取り組みについて情報を共有するとともに、進捗状況を確認したいと考えております。

○3番（手束貴裕君） はい、わかりました。少しこのコミュニティ・スクールをまとめさせていただきます。

私が考えるこのコミュニティ・スクールというのは、自助、共助、公助の部分で考えたときには、共助の部分に私は当たっていると考えております。そういう部分では新たな共助という部分で私は非常に期待をしているところであります。

あと、このコミュニティ・スクールは、学校運営協議会を学校内に設置するということが目的であるわけでありまして、その学校運営協議会が設置されたところがコミュニティ・スクールということになると思います。私は、ここの部分でありますけれども、今までも学校評議員もそうなのですが、学校のOBさんだったりとか教職員OBさんだったりとかいうことで、余り厳しい意見を言う方がいないのですよ。もっとこうしたほうがいいのではないかと、こういう問題が学校にあるのではないかとということが出てきても、先生たちも大変だから、もうこれ以上言ってもできないよというような意見しか出てこないのです。

それでは、この学校運営協議会というのは設置しても意味がない。厳しく意見を言ってくれる方を、学校運営協議会も言いにくいこともしっかりと言ってくれる方を、この学校運営協議会に協議会委員として私は配置をしていただきたいというふうに思います。

それからもう1点です。これは、私は市長にお願いをしたいのですが、先日、PTAの懇親会の中で市長が最初に御挨拶していただいたときに、コミュニティ・スクールについてお話をしていただきました。当然今、別府市のコミュニティ・スクール導入というのは、1つの力を入れている事業であると私は感じています。

そこで、今予算はついていきます。これは準備に対しての予算だと思います。ただ、実質コミュニティ・スクールに取り組むというときの実質的な予算は、今ゼロになっていて、現場の話を聞くと、お金を全くかけずにとにかくできることをやれよというような話になっていると思います。それでは、なかなかうまく進まないのではないかなと思っています。ぜひ専門員を学校に1名配置して、その方が学校と地域と、それから保護者と、そこをつなぐ、そういう役割の方をぜひ配置していただきたい。予算がかかるところでございいますから、非常に判断は難しいなと思いますけれども、ぜひコミュニティ・スクールを成功させるためにもこの専門員を配置していただきたいということを検討していただきたいということをお願い申し上げまして、次に移ります。

では、次です。次は地域教育力活性化事業であります。

この事業、平成23年度から実施をしておりますが、具体的にどのような取り組みをされたのかお聞かせください。

○生涯学習課参事（赤峰三代子君） お答えいたします。

地域教育力活性化事業につきましては、中央公民館及び地区公民館に1人ずつ配置しておりますコーディネーターを中心に学校支援と公民館子ども教室、2つの事業を行っております。

学校からの要請に応じましてボランティアを派遣する学校支援につきましては、朝の読み聞かせ、家庭科等の実習支援、遠足や社会見学等の校外学習の見守り、放課後の補習学習、対外活動の支援、環境整備の支援などを行っております。

公民館で行う子ども教室につきましては、編み物や裁縫教室、簡単なお菓子づくり教室、スポーツ教室、折り紙教室などを行っております。

○3番（手束貴裕君） この事業は、私の記憶が間違っていなければ、中部地区公民館でスタートした放課後子ども教室事業から、この地域教育力活性化事業に移行したというふうに思っています。当時、ボランティアの方もなかなか確保が難しいということで、私にも声がかかって何度か講師として入ってくれないかといって、ただ非常に難しいのが、幅広いのですよね、幼稚園児から小学校6年生、中学校の子どもたちまで来ているということもあって、どういう話をしたらいいかなとかいうことを悩みながら取り組んでいた……（発言する者あり）ありがとうございます。取り組んでいたように感じております。

ただ最近では、ボランティアの方々もふえて、非常に事業も充実してきたなというふうに感じているところでございますけれども、それではお聞きをいたします。2点です。

ボランティアの方はどのような方がいらっしゃるのか。専門知識とか技能を持たれた方がいらっしゃるのか、お聞かせください。

○生涯学習課参事（赤峰三代子君） お答えいたします。

ボランティアは、地域住民のうち公民館や生涯学習課に登録用紙を提出していただいた方ということになります。教職を退職された方、民生委員や児童委員、各自治会の老人会の方、各学校のPTA会員の方、公民館の利用者等に御登録いただいております。この方々には、登録時にどのような内容の支援をしていただけるかを記入していただいてデータベース化しております。専門的な知識や技能をお持ちの方としましては、木工や写真、和

太鼓、書道、バトミントンなど、クラブ活動や物づくり講座の講師として御登録いただいている方、また英語に堪能な方、フラワーアレンジメントや日本画の講師の方などにも御登録いただいております。登録者の中に該当者がいらっしゃらない場合は、地域に詳しい民生委員や各種団体の長の方、ほかのボランティアの方々に御相談させていただいて探していただく場合もございます。また、他の館や学校で同様の内容を経験された方の情報をコーディネーター同士がやりとりする場合もございます。

- 3番（手束貴裕君） はい、わかりました。そうですね、本当、いろんな方がいらっしゃって、私も時々見に行ったりとかさせていただきますが、以前とはもう全然、この地域教育力活性化事業も変わってきたなというふうに思っております。

そこで、最後に1点だけお聞きします。来年度も取り組むと思うのですけれども、どのような展開を考えているのかお聞かせください。

- 生涯学習課参事（赤峰三代子君） お答えいたします。

学校支援、公民館子ども教室ともに、基本的にはこれまでと同様の事業を継続してまいりたいと考えております。ただ、本事業も4年を経過いたしまして、支援してくださるボランティアの方々もほぼ定着している部分もございます。学校支援におきましては、今後協力を依頼したい方があらかじめ決まっている場合には、学校から直接ボランティアの方に連絡をとっていただくということもふえるのではないかと考えております。

また、ことしより小学校4年生を対象に放課後学習教室をしておりますが、現在、学校で実施している教室と公民館等で実施している教室が半々でございますので、来年度は全ての教室を各小学校で開催したいと考えております。

- 3番（手束貴裕君） はい、わかりました。私は、この地域教育力活性化事業においては、1つの考え方としては、学童にも行けない子どもたちの受け皿になる1つの期待感というか、子どもたちの居場所づくりとしては、ここの部分は非常に重要なというふうに思っておりますし、その部分は評価をしたいと思っております。

それと、あと、先ほど説明をしたコミュニティ・スクールどうしても絡んでくる部分も当然出てくるかな。ただ、コミュニティ・スクールは学校でありますけれども、地域教育力活性化事業は、どちらかと言うと社会教育の部分になりますから、目的とやろうとしているところは若干違うにしても。ただ最終的には子どもたちのためにというところは、私は同じだと思いますので、そういうところをしっかりと考えながら、連携できるところは連絡をしてやっていただきたいというふうに思います。

それと、これは1つだけ言わせていただきたいことがあるのですが、学校現場また保護者から、コーディネーターに相談するのだけれども、なかなかうまく自分たちが相談したことが答えとして返ってこないとか、うまく連携がとれていないのではないかなというように、ちょっと厳しいお言葉もいただいておりますので、そういった問題点もしっかり取り組んでいただいて、問題点とか課題に取り組んでいただいて、この事業をしっかりと今後も努力をしていただきたいというふうに思います。

ここの部分は終わって、次に行きます。

次は、いきいきプランについてであります。

このいきいきプラン支援員については、非常に私も保護者としてありがたいと思っておりますし、当然多くの保護者からもありがたいなというようなお言葉をいただいております。

前回お話をさせていただきましたけれども、このいきいきプラン支援員の方と子どもたちとか、児童生徒が話をすることで、いじめにつながるかどうかわかりませんが、大きなトラブルに発展するのではないかなというようなものが、事前にわかって解決した事例もあります。また、児童生徒の身近な存在ということで、先生に話しにくいことも支

援員には話せるよというような子どもたちもいます。そういうことで、今まで表面化しなかった難しい問題等が出てきやすくなったな。私は、学校は今、どこの学校も大方落ち着いていると思いますが、それは、ひとつこの支援員の力もあるのではないかなというふうに感じております。それ以外にも教育効果も上がっているというふうに聞いておりますが、そこでお聞きいたしますけれども、別府市における支援員の配置状況、これが他市町村と比べてどのような状況なのか、御説明をお願いします。

○学校教育課長（篠田 誠君） お答えいたします。

平成 26 年度、別府市では 45 人を配置し、通常学級に在籍する児童生徒のうち学習面、または行動面に著しい困難を示す児童生徒をサポートしております。

統計上の数字ではありますが、別府市では支援員 1 人当たりがサポートする児童生徒数が、県内のそれを上回っております。

○3 番（手束貴裕君） これは決算特別委員会でも御質問をさせていただきましたけれども、実際に別府市が、生徒数と支援員の数で見比べたときには、決して支援員の数が多いわけではないのですよね。実際には県内で 3 番目に支援員の数が少ないというような状況でありました。それはちょっと僕は、逆に別府市は支援員が多いのではないかなと思っていたのですけれども、逆に少ないということでありました。

当然効果が上がっているわけですから、評価も高いわけでありますので、私は、この事業はすごく感謝をしているのですけれども、そこで 2 点お聞きします。今、支援員の数は実際に足りているのか。それから、増員というものは考えているのか。その 2 点をお聞かせください。

○学校教育課長（篠田 誠君） お答えいたします。

現状では支援員の配置数は、まだまだ十分ではないと考えております。別府市の支援員 1 人当たりの対象児童生徒数が県内のそれと同程度になるためには、現在よりも数人の増員が必要であります。これについては関係各課と協議していきたいと考えております。

○3 番（手束貴裕君） 予算もかかわるところであります。難しいと思いますけれども、ぜひ御検討いただきたいと思います。

確かに支援員の数をふやせばいいというわけではないですし、実際には現場の教職員の先生方も意識改革というか、レベルを上げていくということが当然一番重要なことであります。ただ、そこで補えない部分はこの支援員にお願いをするということになるわけありますから、そういうところも考えながら、ぜひ今後も御検討いただきたいということをお願い申し上げまして、次に移ります。

次が、いじめの現状と対策ということであります。ここは 1 点だけお聞かせください。

いじめの問題でありますけれども、これも学力という部分を考えたときには、1 つの大きな問題であると考えます。ただ最近、この「いじめ」という言葉が非常に広範多岐に使われてひとり歩きして、全てが何でもかんでも「いじめ」だというふうに言われてしまっているところは、私は少し問題があるかなと思っておりますし、また、ここの問題に大人が、保護者が大きく関与することで、解決するのが非常に困難になってきていると思います。教育長ともいろいろと御相談をしながら当たっている事案もありますけれども、そういう状況であると思います。

それで聞かせていただきたいのですけれども、今、別府市におけるいじめの現状はどのような状況か、また、対策はどのようにとっているのか、この 2 点だけお尋ねしたい。

○学校教育課長（篠田 誠君） お答えいたします。

文部科学省による児童生徒の問題行動と生徒指導上の諸問題に関する調査というのがありますが、その結果、市内公立小学校でのいじめの認知件数は、昨年度 474 件、中学校では 74 件であります。このうち小学校では 463 件、97.7%、中学校では 71 件、96.0%が、

解消または一定の解消が図られております。

いじめの防止等への対応につきましては、別府市いじめ防止基本方針に従い、校内いじめ防止等対策委員会を中核として、教育委員会も連携して組織的に取り組んでおります。

- 3番（手束貴裕君） はい、わかりました。このいじめの問題については、もう何度も申し上げておりますが、学校また教育委員会だけで取り組んで解決するものではないと思っています。いかに地域と、それから家庭を巻き込むかということが重要だと思います。そのためにも今後努力をしていただきたいと思います。先ほども黒木議員の質問の中にありましたが、地域のやっぱり行事に先生方が積極的に出ていくことも、私はこのいじめの問題の解決の1つになると思います。

地域、保護者、そして学校、そして行政、教育委員会の連携というものが図られないと、私は、このいじめの問題というのは非常に厳しいのではないかなというふうに思っておりますので、ぜひそういう部分もしっかりと考えていただきながら、教職員の方々の地域行事参加でコミュニケーションをしっかりと図っていただきたいというふうにお願い申し上げます。次の質問に移ります。

次、不登校です。この問題もいじめと同様、学力に大きな影響を及ぼす問題であると考えます。この問題についてもしっかりと取り組まなければならないと思っておりますけれども、そこでお聞きをいたします。別府市の不登校の現状はどのようになっているかお聞かせください。

- 学校教育課長（篠田 誠君） お答えいたします。

先ほどの調査と同じものですが、その調査結果から市内の公立小学校における不登校児童数は24人、公立中学校では103人、計127人となっております。

- 3番（手束貴裕君） 小学校24人、それから中学校では103人ということでありまして、非常に多いな。小学校は、1校当たり一、二名でありますけれども、中学校はもう10名以上不登校児がいるということになりますから、非常に大きな問題だと思います。

そこで、お聞きいたしますけれども、その原因はどのように捉えているのか、また対策はどのようにとられているのか、その2点をお聞かせください。

- 学校教育課長（篠田 誠君） 不登校のきっかけとしては、無気力など本人にかかわる状況が最も多く、続いて友人問題など学校にかかわる問題、家庭の生活環境など家庭にかかわる状況となっております。不登校は、複数の状況が絡み合って生じるため、不登校の原因は複雑化、多様化しております。

対策といたしましては、各学校の不登校等対策委員会を中心として、1カ月に3日以上欠席した児童生徒の状況を把握するなど、早期対応に努めております。また、スクールカウンセラーやスクールサポーターへ相談しやすい環境を整備しております。

不登校状態にある児童生徒に対しましては、家庭訪問を行ったり教育支援室、ふれあいルームでの諸活動を通して学校復帰を支援しております。

- 3番（手束貴裕君） 今、課長が御答弁いただいたように、いろんな原因が絡み合っているということで、なかなか解決が難しいわけでありまして。ただ、今御答弁いただいた内容でいくと、余り先生は関係ないのかなというような感じがしますが、先生とうまくいなくて不登校になっている子どもたちも実質います、たくさんいます。ですから、ここの部分というのは、やっぱり先生方も子どもたちと触れ合う時間がなかなかとれないところもあるのかもしれませんが、私がPTAの役員をしていて思うのは、今の現場の先生方は非常にコミュニケーションをとるのが苦手ですよね。子どもたちとうまく話をするのが得意な先生もいれば、なかなかかかわらないというか、全くこう、「私はもう全然この問題は余り関係ないのですよ」なんていうことを平気で言う先生もいらっしゃるぐらい、私はそういうところの意識が問題ではないかなと思います。

当然不登校児が学校に復帰するために教職員の方々が御家庭に行って、何度も足を運んで努力をされている先生もいます。その努力は当然認めますけれども、やはり先生方の社会性というようにお話がきょうはありましたけれども、本当にそうだと思います。地域行事にどんどん積極的に取り組んで参加をしていくことが、1つの社会性を養うことにつながるわけですから、私は、このいじめの問題も不登校の問題も地域行事、地域の方々とコミュニケーションを図っていくということが、1つの解決のつながりになると思います。そういうところをしっかりと考えていただきながら、今回はこの程度で質問を終わりますけれども、その辺も考えながら今後も取り組んでいただきたいということをお願い申し上げます、次に移ります。

次は、学校の安全対策についての御質問をさせていただきます。

これは、実はつい最近のことですけれども、石垣幼稚園の下の海側のところの塀、大体3メートル以上あると思うのですが、あそこをよじ登って侵入をしてきた人がいるということで、慌てて私のほうに連絡が来て、見に行ったときはもういなかったのですが、何か奇声を発しながら学校の中を走り回ったということが起きました。これがまた土曜日でしたので、幼稚園の園庭で遊んでいる児童は、学童の子どもたちだけだったので、1つ間違ったら大きなトラブルになるのではないかなという心配があって、この質問をさせていただきました。今後もこのようなトラブルに巻き込まれる可能性が十分あるわけであります。

そこで、お聞きします。学校において児童生徒を不審者等から守るための安全対策はどのようにとられているのか。対策についてもコンパクトに御説明をお願いします。

○スポーツ健康課参事（三木武夫君） お答えします。

不審者などに対します学校での安全教育についてですが、子どもたちに、みずから自分の身は自分で守る、自己防衛、危険回避の意識を高め、実行できるように指導を重ねております。特に小学4年生においては、みずから危険を回避する子どもの安全を守るワークショップ「CAPプログラム」を開催し、子どもへの暴力、不審者、いじめ、虐待等を認識し、自分自身で身を守る方法を学んでおります。市教委から貸与した防犯ブザーをどんな場面で使ったらよいかなどの指導や、定期的に教員が登下校時の安全を見守ることも行っておりますし、近隣地域において不審者等の事案が発生した際には、臨時で一斉下校を行っております。

また、学校生活において他県で危害を加えられる事件も発生していることから、想定される不審者の状況に合わせた避難訓練等も、別府警察署生活安全課等に御協力をいただき実施しているところでございます。

○3番（手束貴裕君） いろんな対策、指導をされているというところであります。ただ、この訓練とか指導をしているときというのは、何も起きていないわけでありまして、非常に冷静な判断ができるのだと思うのです。こういうものは突然起きるわけでありまして、トラブルというのは冷静な判断がなかなかできない。学校とか園庭の中で子どもたちがパニックになって大変な状況になって、先生たちがそれを抑えるのに必死だったと。だから、なかなかそういうところが想定されますので、そういうところも考えながら、そういう不審者は突然、子どもたち、児童生徒には言わずに、そういう役をする人を突然訓練中に入れるとか、そういうようなところも必要ではないかなと思いますので、そういう部分も想定しながら御検討いただきたいというふうに思います。

それからもう1つ、防犯カメラであります。

これは、各学校に設置をされていると思いますけれども、これ、動画で撮影ができるのですかね。これ、保存するようになっていると思うのですが、この保存期間はどのくらいになっているのかお聞かせください。

○スポーツ健康課参事（三木武夫君） お答えします。

録画の保存期間につきましては、約2週間というふうにしております。

○3番（手束貴裕君） はい、わかりました。資料もいただきました。以前は動画が撮影できないというような状況でありましたけれども、今はできるようになったということで少し安心をしているところでありますが、今後もしろんな状況があつて大変だと思いますけれども、しっかりと取り組んでいただきたいということをお願いいたします。

最後に教育長、一言あればいただきたいのですが。

○教育長（寺岡悌二君） お答えいたします。

議員さんからいろいろな御指摘、御提言ありがとうございました。

子どもたち、あるいは学校では、非常に複雑化、多様化しているような状況がございます。そういうことを考えますと、未来を担う子どもたちの豊かな成長のためには、社会が総がかりで子どもたちを教育することが不可欠であろうというふうに思っているところでございます。全ての学校が地域の方と同じ目標を共有して、地域の子は地域で責任を持って育てる、そういうようなことが大事であろうと思いますので、今後とも保護者や市民の皆さんに説明責任が果たせるような教育を実践しなければいけないと考えているところでございます。

（議長交代、議長吉富英三郎君、議長席に着く）

○3番（手束貴裕君） 教育長、どうぞよろしくお願いします。本当、今学校現場が落ち着いている状況であります。これは教育長を中心にしっかりと思いが学校現場までつながっているからだとは思っております。今後も、別府市の子どもたちは今後の別府市を担う宝物でありますので、そういう子どもたちをしっかり教育、また守っていける学校現場をつくっていただけるようお願いを申し上げまして、この項を終わります。

次に、観光行政に移ります。時間が短くなってまいりましたので、誘客プロモーション事業、インターネット宣伝事業、コンベンションの事業についてでありますけれども、この大枠は、先日決算特別委員会の中で御質問をさせていただいて内容のほうを確認させていただきましたので、ここの部分は割愛させていただきますが、その中で出ておりました今年度の取り組みというのが、今度の次の議会のときには報告できるというふうに、課長のほうが御答弁していただいておりますので、その平成26年度の誘客プロモーション事業の事業実施、この今後の事業展開についてお聞かせください。

○次長兼観光課長（松永 徹君） お答えいたします。

誘客プロモーション事業につきましては、昨年度の実施当初から別府市の温泉を初めといたしました既存の観光資源に新たな魅力を上積みする、その中でも特に若い方々に対するアピールを目的に取り組んできたところでございます。

昨年度の検証の中で宿泊する若い方々の比率の増加、またイベントを通じまして新たな若い人材の登場にもつながった結果も残りました。

今年度、事業を展開するに当たりまして、引き続きただいま申し上げました当初からの目的達成と、この事業を昨年以上に幅広く多くの方々に受けとめていただくことによりまして、別府市独自の魅力のつくり込み、それから定着、さまざまな分野に生まれました人材の活躍の場といたしまして、協働による事業展開を目指しております。具体的に申し上げますと、昨年12月に誕生いたしました別府市の宣伝部長であります「べっぴん」でございます。市内外で出演を重ねまして、随分認知されてきたわけでございますが、このキャラクターをさらにさまざまな場面に活用して別府市のPRを図ってまいります。

次に、事業のイベントの関連でございます。平成27年1月9日から4日間、ビーコンプラザを会場といたしましてイベントを開催する予定でございます。昨年も好評を博しましたプロジェクションマッピング、これをコンベンションホールで開催いたします。上映

回数をふやすことで、多くの方々の観覧が可能な状態で実施する予定でございます。また、その会場におきまして、とりわけ若い女性に人気でございます「TIGER&BUNNY」、このキャラクターを含めまして6種類のキャラクターを使用いたしまして、希少価値の高い展示物の展示、回遊イベントを開催し、幅広い方々に楽しんでいただける4日間に向け準備を進めております。また、場内の一部スペースにおきましては、市内の若い方々によりますイベント実施スペースをつくり込むほか、このタイミングに合わせました民間主導によります、市内で開催されるイベントとあわせ、別府市全体でエンターテインメントシティを表現できるように仕上げてまいりたいと思っております。

さらには、2月でございますが、去年からことしにかけてこういった取り組みをしております我々別府市と一緒に事業を展開したいというお話がございまして、これは株式会社講談社というところでございますが、この講談社とのイベントも実施される予定でございます。別府市ならではのオリジナル企画の実施に向けまして、現在準備を進めている状況でございます。

○3番（手束貴裕君） はい、わかりました。考えは最後にさせていただいて、コンベンション開催助成事業について、どのような展開を考えているかお聞かせください。

○次長兼観光課長（松永 徹君） お答えいたします。

現在のところ、平成26年度は19件、それから平成27年度につきましては、既に16件の誘致によります開催枠も実現しております。御承知のように大規模な大会の誘致は、宿泊、飲食等を中心にして、その波及効果というのが大きなものであると考えております。観光関係団体との連携、こういったものも昨年以上に進んでいる状況もございまして、特典つきカードの参加店舗数の増加、あるいはその内容の充実等を図りながら、コンベンション施設並びにアフターコンベンションとあわせまして、開催都市としての環境をさらに充実させ、多くの誘致の実現に取り組んでまいりたいと考えております。

○3番（手束貴裕君） いろんな取り組みをされるということでもありますけれども、以前も申し上げました。やっぱり速度が遅いのではないかな。もっと早くいろんな取り組みをぜひしていただきたいな。難しいのかもしれませんが、やはりこういう御時世であります。情報伝達も早いわけでありますから、スピード感を持ってこういう観光事業、観光施策というのは、私は取り組む必要があるのではないかなというふうに思っております。

また、決算特別委員会の中でも申し上げさせていただきましたが、いろんな批判、この観光行政に対してはいろんな批判があると思うのです。それは当たり前のことでありまして、別府市は、観光というのが最大の資源であり財産なのですね。一番市民もこの観光の部分というのは注目をしているわけありますから、当然批判も出てくると思いますけれども、ただ、やってみないと、取り組んでみないとわからない部分というのはたくさんあるわけありますから、私は、しっかりとやると決めた以上は取り組んでいただいて、ただ、その中で反省すべき部分は反省する、また、いい部分はさらに力を入れていくというところをしっかりと精査しながら取り組んでいく、事業をしっかりと見直ししながら今後につなげていただきたいなというふうに思っております。

本当にいろいろ大変だと思いますけれども、今後も別府市の観光発展のためにぜひお力を入れていただきたいということをお願い申し上げまして、質問を終わります。

○議長（吉富英三郎君） お諮りいたします。本日の……（「議事進行」と呼ぶ者あり）河野議員、議事進行ですか。

はい、議事進行でありますので認めます。

○23番（河野数則 君） 私は、先ほどの黒木議員の発言の中から、ぜひ議長にお願いを申し上げます。

職員の意識改革という中に「議員の意識改革」という発言がありました。その中で、「○

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇」という言葉が出ましたけれども、〇〇がどうしてもいけないのかな、私は不思議でなりません。議員の意識改革は、それぞれ議員個々がいろんな考え方の中で日夜勉強し、市民の方々と接触をし、行政と話し合いをし、意識を高めていくことが、私は議員と考えています。そういうことで行財政・議会改革等推進特別委員会を6年前に設置させていただきました。私は、6年委員長をさせていただいて、いろんな行革、議会改革に議員の皆さん方と一緒に取り組んできた。議員の意識の改革もつなげてきた、こう思っています。

どういう根拠で〇〇が議員の意識改革につながるのか、どういう根拠があるのか。ぜひ法的根拠を示しながらお示しを願いたい。

なぜ私がこの場でそう発言しますかといいますと、今、これ、公開の場です。多くの皆さん方が、ケーブルテレビでも見ておられます。一方的に一個人の議員の意見として〇〇が議員の意識改革につながる、私は、この発言は御本人が取り下げをするのか、このまま個人の意見としてちゃんと議員に、この議場で発言をされたのですから、押し通していくのか。ぜひ議長の職権できょうのうちに議員全体の議論の場を設置いただきたいということで発言をいただきました。よろしく願いいたします。

(P 119 の黒木議員の発言取り消し部分に関連する部分を〇〇で表記)

○議長(吉富英三郎君) 休憩いたします。

午後2時57分 休憩

午後3時14分 再開

○議長(吉富英三郎君) 再開いたします。

休憩中に、議事進行について議会運営委員会を開会いたしました。その中で河野数則、議員より、再度発言いたしたい旨の申し出がありましたので、これを許可いたします。

○23番(河野数則、君) 私の発言で、議長の職権で議運を開催していただきました。私も、動議の提出者として証人で出席をさせていただきました。黒木議員も、発言者として議運に出席しておりました。

その中で永井議運委員長の発言で、「先ほどの発言についてどうお考えですか」という、黒木議員に問いかけがありました。その中で黒木議員は、おわびを申し上げながら、「この発言は取り消します」という議運での発言がありました。議運の委員は、全員皆さん方が、それでこの発言は取り消しをするということで了としましたので、私も動議の提出者として黒木議員の意を酌みながら、この発言はもうなかったこととしたいと思います。

大変御迷惑をかけました。

○議長(吉富英三郎君) 先ほど、黒木愛一郎君から、一般質問中に不適切な部分があり、発言を取り消したい旨の申し出がありました。この際、これを日程に追加し、議題としたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(吉富英三郎君) 御異議なしと認めます。よって、この際、発言を取り消したい旨の申し出を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

発言を取り消したい旨の申し出を議題といたします。

この際、お諮りいたします。先ほど黒木愛一郎君から、先ほどの一般質問における発言中、不適切な部分について取り消したい旨の申し出がありました。この取り消しを許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(吉富英三郎君) 御異議なしと認めます。よって、黒木愛一郎君からの発言の取り消し申し出を許可することに決定いたしました。

(P 119 に「〇〇〇〇」で発言取り消し部分を表記)

お諮りいたします。本日の一般質問はこの程度で打ち切り、あす12月4日定刻から一般質問を続行いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉富英三郎君） 御異議なしと認めます。よって、本日の一般質問はこの程度で打ち切り、あす12月4日定刻から一般質問を続行いたします。

以上で、本日の議事は終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

午後3時17分 散会